

第104回（2025年）

# 定例総代会議案書

■期日           2025年5月24日（土）

■時間           10：30～15：00（予定）

※開会は 11:00 を予定しています。

■場所           伊都キャンパスセンターゾーン

生活支援施設（ビッグさんど）地下食堂

九州大学生生活協同組合

<http://www.coop.kyushu-u.ac.jp/>



# 第104回総代会議案

## ＜議事次第＞

開会の辞

1. 理事長あいさつ
2. 議長・議事運営委員選出
3. 書記・議事録署名人任命
4. 議案提案

第1号議案 2024年度事業報告書・決算関係書類等承認の件  
(監査報告を含む)

第2号議案 2025年度事業計画及び予算決定の件

第3号議案 総代選挙規約改定の件

第4号議案 役員選挙規約改定の件

第6号議案 役員報酬決定の件

5. 討論

6. 採決

第5号議案 役員選挙の件

閉会の辞



## 第1号議案

# 2024年度事業報告書・決算関係書類等 承認の件（監査報告を含む）

活動報告は巻末(P57～)をご覧ください。

そしき部活動報告



第 1 号議案 2024 年度事業報告書・決算関係書類等

承認の件

1. 2024 年度決算報告

(1) 2024 年度は、「減収・増益」の黒字決算となりました。

～年間利用客数は 273 万 6,418 人（前年比▲12 万 9,407 人）となりました～

総供給高（売上高）は 26 億 2,165 万円となり、予算差▲2,085 万円（前年差▲4,207 万円）、供給剰余（粗利益）は同じく▲3,253 万円（同+1,950 万円）、手数料収入は同▲5,581 万円（同▲5,674 万円）、事業総剰余（事業収入）は同▲8,834 万円（同▲3,723 万円）でした。本年度から大学業務受託手数料やセブンイレブン店収入を事業外収入で計上しているため、実質手数料収入は増加しています。事業経費は、人件費（職員給与など）は予算差▲2,080 万円（前年差▲705 万円）、物件費（消耗品費など）は同+2,027 万円（同+686 万円）となりました。事業経費合計では予算差▲53 万円となりました。

その結果、事業剰余金（事業収入から事業経費を差し引いた営業利益）は実績▲1 億 5,813 万円ですが、事業外損益を含めた経常剰余金は実績▲8,652 万円で、予算差▲2,597 万円（前年差+1,480 万円）となりました。

【1】2024年度 1 年間の経営状況

| 九州大学生協同組合 |                     | 自2024年3月1日 至2025年2月28日 |           |           |          |           |
|-----------|---------------------|------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 科 目       |                     | 2023年度実績               | 2024年度予算  | 2024年度実績  | 前年差      | 予算差       |
| 1 総供給高    | 購買/書籍系店舗            | 19億1259万円              | 20億2182万円 | 18億5530万円 | ▲5729万円  | ▲1億6652万円 |
|           | 食堂店舗                | 6億1551万円               | 6億4268万円  | 6億3453万円  | 1902万円   | ▲815万円    |
|           | 本部                  | ▲2717万円                | ▲2200万円   | ▲3647万円   | ▲930万円   | ▲1447万円   |
|           | セブンイレブン店            | 1億6279万円               | 0万円       | 1億6829万円  | 550万円    | 1億6829万円  |
|           | 合計                  | 26億6372万円              | 26億4250万円 | 26億2165万円 | ▲4207万円  | ▲2085万円   |
| 2 供給剰余    | 購買/書籍系店舗            | 2億4578万円               | 2億6854万円  | 2億5023万円  | 445万円    | ▲1832万円   |
|           | 食堂店舗                | 3億3992万円               | 3億6852万円  | 3億6231万円  | 2239万円   | ▲620万円    |
|           | 本部                  | ▲2267万円                | ▲2200万円   | ▲3001万円   | ▲734万円   | ▲801万円    |
|           | セブンイレブン店            | 0万円                    | 0万円       | 0万円       | 0万円      | 0万円       |
|           | 合計                  | 5億6303万円               | 6億1506万円  | 5億8253万円  | 1950万円   | ▲3253万円   |
| 3         | 手数料収入               | 1億2369万円               | 1億2277万円  | 6696万円    | ▲5674万円  | ▲5581万円   |
| 4         | 事業総剰余金（事業収入合計＝2+3）  | 6億8672万円               | 7億3783万円  | 6億4949万円  | ▲3723万円  | ▲8834万円   |
| 5         | 人件費                 | 5億5707万円               | 5億7082万円  | 5億5002万円  | ▲705万円   | ▲2080万円   |
| 6         | 物件費                 | 2億5074万円               | 2億3733万円  | 2億5760万円  | 686万円    | 2027万円    |
| 7         | 事業経費合計（＝5+6）        | 8億0781万円               | 8億0815万円  | 8億0762万円  | ▲19万円    | ▲53万円     |
| 8         | 事業剰余金（＝4-7）         | ▲1億2109万円              | ▲7033万円   | ▲1億5813万円 | ▲3704万円  | ▲8780万円   |
| 9         | 事業外収益               | 2185万円                 | 1450万円    | 7695万円    | 5510万円   | 6245万円    |
| 10        | 事業外費用               | 208万円                  | 472万円     | 534万円     | 326万円    | 62万円      |
| 11        | 経常剰余金（＝8+9-10）      | ▲1億0132万円              | ▲6055万円   | ▲8652万円   | 1480万円   | ▲2597万円   |
| 12        | 特別利益                | 600万円                  | 600万円     | 1億3969万円  | 1億3369万円 | 1億3369万円  |
| 13        | 特別損失                | 1900万円                 | 1900万円    | 1271万円    | ▲630万円   | ▲630万円    |
| 14        | 税引前当期剰余金（＝14+12-13） | ▲1億1432万円              | ▲7355万円   | 4046万円    | 1億5478万円 | 1億1401万円  |

特別利益として出資金の整理益と箱崎土地売却益等を計上し、特別損失として20年の退職給付会計取崩しの補てんと2023年5月に退任した常勤役員の退職金を計上しました。本年度は、建物寄附分(皎皎舎店、亭々舎)の償却は見合わせました。税引前当期剰余金では4,046万円の黒字です。

本年度は2025年度に単年度黒字経営を実現するための準備を行う事業年度として位置付け、営業時間等見直しや業務効率化によるコストコントロールに努め、経常剰余金は前年より1,480万円改善されましたが、事業構造の改善はまだ道半ばです。

税引後当期剰余金に当期首繰越損失金を加え、累積欠損金は4億6,757万円となりました。

- (2) 商品分類別では、物販その他(バス回数券)が前年比▲4,283円、自動車学校は前年比▲3,202万円、書籍は前年比▲1,889万円でしたが、供給剰余率の高い食品類3分類(内製弁当含む)は供給高前年比+664万円、食堂分類は供給高前年比+1,499万円により、供給剰余金は前年比+1,950万円でした。前年比では、文具、情報機器、旅行分類、SG分類が伸長しましたが、2019年度比で伸長している分類はありません。

## 【2】2024年度 主な分類別の供給状況

| 商品分類      | 2019年度実績  | 2023年度実績  | 2024年度予算  | 2024年度実績  | 前年差     |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 文具        | 1億1640万円  | 7226万円    | 7366万円    | 7368万円    | 143万円   |
| 情報機器      | 7億1397万円  | 6億7406万円  | 7億8468万円  | 6億8265万円  | 859万円   |
| パソコンソフト   | 1億1461万円  | 8102万円    | 8077万円    | 7921万円    | ▲180万円  |
| 衣料・スポーツ   | 2178万円    | 1879万円    | 1861万円    | 1852万円    | ▲27万円   |
| 家具・家電     | 1979万円    | 689万円     | 868万円     | 666万円     | ▲24万円   |
| 食品・菓子     | 9104万円    | 7458万円    | 7613万円    | 8072万円    | 613万円   |
| パン・米飯     | 1億9277万円  | 1億6037万円  | 1億6616万円  | 1億6458万円  | 421万円   |
| 飲料・デザート   | 1億6641万円  | 1億2585万円  | 1億3120万円  | 1億2214万円  | ▲370万円  |
| 官製品       | 1474万円    | 1226万円    | 1285万円    | 1380万円    | 154万円   |
| 物販その他     | 1億3291万円  | 8642万円    | 3736万円    | 4359万円    | ▲4283万円 |
| その他購買諸品   | 4506万円    | 2801万円    | 3516万円    | 2619万円    | ▲182万円  |
| 購買部門      | 16億2948万円 | 13億4050万円 | 14億2525万円 | 13億1174万円 | ▲2876万円 |
| 自動車学校     | 1億5811万円  | 1億3754万円  | 1億4594万円  | 1億0552万円  | ▲3202万円 |
| 海外旅行      | 4816万円    | 2785万円    | 2049万円    | 3166万円    | 382万円   |
| 国内旅行      | 7619万円    | 5399万円    | 5127万円    | 5999万円    | 599万円   |
| その他旅行サービス | 5457万円    | 3665万円    | 3729万円    | 3315万円    | ▲350万円  |
| サービス部門    | 3億3702万円  | 2億5603万円  | 2億5499万円  | 2億3032万円  | ▲2571万円 |
| 書籍        | 3億1466万円  | 2億7481万円  | 3億0090万円  | 2億5593万円  | ▲1889万円 |
| スタディガイド   | 2791万円    | 1207万円    | 998万円     | 2116万円    | 909万円   |
| 学内講座      | 4795万円    | 3974万円    | 4785万円    | 4143万円    | 168万円   |
| その他       | 171万円     | 1377万円    | 1297万円    | 1350万円    | ▲27万円   |
| 書籍部門      | 3億9223万円  | 3億4040万円  | 3億7170万円  | 3億3202万円  | ▲838万円  |
| 食堂部門      | 6億2017万円  | 5億6439万円  | 5億9056万円  | 5億7938万円  | 1499万円  |
| セブンイレブン店  | 0万円       | 1億6279万円  | 0万円       | 1億6829万円  | 550万円   |
| 全体合計      | 29億7889万円 | 26億6372万円 | 26億4211万円 | 26億2165万円 | ▲4207万円 |

(3) 事業経費は、人件費のコントロールが進み、職員給与(正規職員)は体制減や残業削減により前年差▲1,018万円です。定時職員給与は、最低賃金上昇の中、主に食堂で投下労働時間のコントロールが進み、同▲533万円です。24年10月に社会保険対象者が拡大され、新たに83名の定時職員が社会保険に加入することとなり、法定福利費は同+742万円となっています。

物件費については、事業連合委託費同+977万円、物流費同+806万円、委託料同+400万円、水光熱費同▲257万円です。コロナ禍における設備等の稼働低下状況を踏まえ、減価償却費の一部計上を見合わせ、減価償却費は同▲1,997万円です。

(4) 不採算店の経常剰余金の改善が進み、下記店舗経常剰余金合計前年差+3,214万円です。昨年の総代会分科会にて、アグリダイニングの今後の運営について議論を行い、24年10月から昼のみの営業を継続することとしました。その結果、経営改善スピードが向上し経常剰余金466万円の黒字を実現しています。※10~2月经常剰余金193万円(予算比+453万)

| 25年2月累計経常剰余金 |          |          |         |        |        | 単位：千円      |
|--------------|----------|----------|---------|--------|--------|------------|
| 店舗名          | 23最終実績   | 24予算     | 24実績    | 前年増減   | 予算増減   | 24備考       |
| W5店          | ▲ 6,033  | 454      | ▲ 230   | 5,803  | ▲ 684  | 正0名体制      |
| E1店          | 2,608    | ▲ 1,485  | 3,322   | 714    | 4,807  | 正1名体制      |
| 大橋店          | ▲ 4,148  | ▲ 3,310  | ▲ 1,991 | 2,157  | 1,319  | 利用増        |
| どら店          | ▲ 3,980  | ▲ 8,248  | ▲ 2,756 | 1,224  | 5,492  | 校費センター     |
| ビッグスカイ       | ▲ 6,924  | ▲ 3,521  | 1,988   | 8,912  | 5,509  | 労働時間コントロール |
| あかでみつらんたん    | ▲ 535    | ▲ 774    | ▲ 1,301 | ▲ 766  | ▲ 527  | 25年3月閉店    |
| アグリダイニング     | ▲ 2,738  | ▲ 3,717  | 4,660   | 7,398  | 8,377  | 24年10月昼のみ  |
| L-Café       | ▲ 2,741  | ▲ 2,539  | ▲ 1,598 | 1,143  | 941    | 24年10月業態変更 |
| クアシス         | ▲ 3,386  | ▲ 291    | ▲ 1,067 | 2,319  | ▲ 776  | 営業時間変更     |
| オレンジレストラン    | ▲ 1,187  | ▲ 1,341  | 2,051   | 3,238  | 3,392  | 留学生コラボメニュー |
| 会員合計         | ▲ 29,064 | ▲ 24,772 | 3,078   | 32,142 | 27,850 |            |

## 2. 2024 年度の活動のまとめ

ここからは、2024 年度通常総代会で確認された「2024 年度事業計画」にそって、事業活動・組織活動上の主な成果等を取り上げて報告します。

### 事業活動の部

コストコントロールに努めながら、学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め組合員の利用を広げることを目指しました。

#### 【1】学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め、組合員利用を進めました。

- ① 24 年 6 月に 1 年生総代を対象に利用者懇談会を行い、約 20 名の参加がありました。生協から COOP 商品や教習所の情報提供を行いました。25 年 1 月の利用者懇談会では、セブンイレブン店についても意見を伺うようにし、生協店舗の身近さや運営参加意識の向上を進めました。
- ② ミールプリペイド及びプリペイドの利用促進を行い、ポイント等による組合員還元とレジ混雑緩和を進めました。新入生生協加入時のプリペイドチャージ額を 2 万円で提案し、春の教科書グループ購入は、約 50%のプリペイド利用率(前年 12.4%)となりました。
- ③ 資格取得講座や教習所について、DM や SNS を用い、説明会の案内や資格の情報提供を行いました。春の教習所説明会には約 80 名の参加、他の資格取得説明会(司法試験、公認会計士、建築士)にも参加がありました。資格取得講座申込は供給高前年比+75.29%と伸長しましたが、教習所は供給高前年比▲23.28%と減少しました。24 年 10 月から皎皎舎店内に教習所ブースの常設を行っています。

生協の公務員講座は、23 年 12 月からガイダンス等を実施し早期の広報を強化しました。2 年生の申込は 25 名(前年 0 名)と増加しましたが、3 年生の申込は 21 名減少しました。公務員を目指す学生の減少が想定されることから、2・3 年生向けに公務員内定者による座談会を年 2 回実施しています。24 年度は座談会に、省庁職員の参加を企画しました。

- ④ 学生生活支援の一環として、組合員対象割引企画は「金曜日は COOP の日」として通常毎金曜日 16:00～食品 10%割引を行いました。また、書籍の特別割引企画としては、夏の文庫新書 3 冊バンドル 15%OFF フェアを行いました。
- ⑤ 加入 WEB システムを導入し、新入生に生協共済加入とミールプリペイドの推進を行いました。生協加入 2,230 名(前年 2,342 名)、共済加入 1,577 名(前年 1,322 名)と生協加入は減少しましたが、共済加入は過去 10 年間で最高の加入者数でした。ミールプリペイド 1,591 件(前年 1,561 件)と増加しました。また、入学準備パンフを刷新し、「九大生の学びを支える」点を強調しました。新学期 PC736 件(前年 769 件)と減少しましたが、パソコン講座 287 件の申し込みがありました。パソコンと iPad の併用による学びの提案を進め、iPad358 件(前年 80 件)は増加しました。

入学前準備説明会は運営方法を変更し定員上限が上がったことにより、参加組数は 645 組(前年 322 組)と増加しました。説明会参加者の共済加入率や PC 購入率は、不参加者よりも高く、安心感が利用につながっていると考えられます。25 年度新入生対応に向けて、「LINE 広報」「受験生保護者説明会」「合格前動画配信」「入学前説明会参加者増」の具体化を進めました。

- ⑥ 米をはじめ食材の値上がりが続いています。学生生活支援の点から、2024 年中はメニュー編

成や投下労働時間のコントロール等の内部努力により食事価格の改定は行いませんでした。  
「令和 6 年産米の価格高騰」は大変深刻で 25 年 1 月に食堂メニュー価格の全面改定を行いました。

**【2】営業時間の見直しや生活支援施設の運営事業者公募への対応について、持続可能性を考慮した対応を進めました。**

- ① キャンパス滞校率が回復しないことも想定し、23 年度後期の営業時間を踏襲した運営(23 年度同時期と比較すると実質営業短縮)を行いました。利用客数は減少しましたが、投下労働時間も減少し、経常剰余金の改善につながりました。
- ② 農学系生活支援施設(アグリダイニング、ウエスト 5 号館店)で公募があり、ウエスト 5 号館店は公募条件を満たさない営業計画での提案を行い、大学関係者のご理解のもと運営事業者として選定されました。
- ③ アグリダイニングは、営業開始後赤字が続いていることに加え、近隣にビッグドラ施設があり機能の代替が可能と考え、応募を見合わせました。本年度総代会での協議及び 24 年度(3～6 月)のアグリダイニング経営改善状況を踏まえ、「通常期は昼営業(11:00～14:00)」 「閑散期は原則閉店」にて、経営黒字の可能性があると判断し、大学と 3 年間の業務委託契約を行いました。

24 年 10 月以降、昼営業で運営した結果、経営改善スピードが向上し経常剰余金 466 万円の黒字を実現しています。

- ④ イーストゾーン生活支援施設(ビッグスカイ、L-Café、イースト 1 号館店)で公募があり、ビッグスカイとイースト 1 号館店は公募条件を満たさない営業計画での提案を行い、大学関係者のご理解のもと運営事業者として選定されました。
- ⑤ L-Café は年間 365 日 24 時間対応できる自販機カフェに業態変更する提案を行い、運営事業者として選定されました。24 年 10 月 1 日から業態変更後の営業を始め、利便性が高まりました。
- ⑥ 九大グッズのアンテナショップ Q-Shop は、24 年 3 月末までの契約期間を満了し、閉店しました。
- ⑦ 24 年度末での、あかでみつくらんたんの運営辞退を申出し、大学関係者のご理解のもと、25 年 3 月末に閉店することとなりました。
- ⑧ 大学内自販機運営業者の公募があり、引き続き運営業者として選定されました。

**【3】収入に応じた適切な労働分配率を目指しました。**

- ① 24 年度は全体の労働分配率 76.2% (人件費を事業総剰余金で除した比率) を目標とし、事業外収入も含めて 75.7%を実現しました。人件費は予算内でコントロールされましたが、供給剰余金が予算通り確保できませんでした。
- ② 24 年度は 25 年度に単年度黒字経営を実現するための準備を行う事業年度として位置付けました。

労働分配率 65%を実現すると黒字が見込まれますが、25 年度予算案では労働分配率 69.1%を計画しており、目標水準には及びませんでした。

#### 【4】円滑なシステム更新計画の検討を始め、具体化を進めました。

- ① 全国共用システムの終息が見込まれることから、九大生協はレジシステムと校費システムの計画的な変更が必要になりました。校費システムは24年10月に移行しました。
- ② 大学より九大電子マネーの計画的な終息を求められていることから、レジシステムの変更に合わせて九大電子マネーを終息する方針を理事会にて確認し、大学にも確認いただきました。
- ③ レジシステムは事業連合システムへの移行を予定し、25年9月更新で計画を進めています。

#### 【5】不測の事態にも対応可能な財務状況の実現を目指しました。

- ① 九大生協が所有している箱崎土地は、今後組合員サービス拡充のために使用する想定がないことから、6月に売却を行いました。土地売却益は1億3,252万円(特別利益計上)となり、財務状況の安定化につながりました。
- ② 23年度は、コロナ対策のためのセーフティネット融資6,000万円(民間)を期間満了に伴い返済しています。日本政策金融公庫から1億3,000万円の融資(10年契約)については、資本金性を有することから24年度も借入を継続しています。
- ③ 上記、借入の契約期間は2031年1月末日であり、期間満了時に返却できる財務状況を実現する必要があります。理事会では返却後の財務状況の安定化を図るために、経営改善による剰余金増加に加え、組合員出資金要請額の引き上げを確認しました。

### 組織活動の部

#### そしき部内外との交流を活発にし、組合員の生活をより良くするための活動を広げました。

#### 【1】従来の企画の充実とともに新企画の設立・拡大に取り組みました。

- ① 入学前説明会  
2月から3月に開催される入学前に行われる説明会のことです。生協が提供する新入生向けのサービスの紹介や共済に関する説明を行い、生協共済加入の促進を行っています。全体での説明が終了した後は部員が新入生やその保護者の方と個別に相談に乗り、入学前の不安や疑問を解消しました。24年新入生向けには、全体相談会の部を設け、参加組数は645組(前年322組)と大きく増加しました。
- ② 春の教科書グループ購入・秋の教科書共同購入  
入学したばかりの一年生を対象に教科書購入を行いました。教科書購入では新入生に割引率の高い状態で教科書を購入していただきました。多くの新入生が参加し、同じクラスの学生と初めて会う場でもあるので、組合員同士の交流の第一歩としても機能しています。
- ③ おいでよ総代の森  
1・2年生の総代を対象に総代会の内容を学んだり総代同士での交流をしてもらうプログラムを5月に実施しました。今年度は食事会を設け交流会要素を強め、総代同士のつながりを深めることを目指しました。参加者数は増加し1年生総代参加率は86.8%でした。またプログラム内でひとことカードを記入する時間を設け、後日、回答しています。本会中の議論は盛り上がり、実際の総代会に活かされたと考えています。

④ 健康フェスタ

組合員の健康意識向上のため、秋の教科書共同購入時に健康フェスタを開催しました。新たにベジチェックを加え、飲酒体験ゴーグル・アルコールパッチテストや体組成計を用いて健康状況を確認してもらいました。また、共済のマスコットキャラクターである「タヌロー」の着ぐるみが好評でした。毎年 10～11 月に実施している学生実態調査で 1 年生共済認知度が前年 74.6%から 81.7%に上がりました。

⑤ 利用者懇談会

6 月と 1 月に、総代を対象に利用者懇談会を実施しました。1 月の利用者懇談会ではセブンイレブン店の生協職員が参加し、店舗の品揃え等について意見交換を行いました。

【2】そしき部外の組織と協力し、より組合員に寄り添った企画に取り組みました。

① 下見企画

前期試験前日に、九大生が受験会場までの行き方や会場内の施設を案内し、受験生の不安を解消する取り組みです。コロナ禍を経て 6 年振りに企画し、下見ツアー参加者 207 名 (118 組)、学内テント企画参加者数 1,099 名でした。部活・サークルに広報し、下見ツアーヘルパー 37 名で取り組みました。

② 早期合格者向け交流会さきどり、新入生交流会たまひよ

たまひよは、今年から午前・午後の 2 部制を導入し、開催回数を増やしました。その結果、参加者数 517 名 (前年 344 名)が増加しました。両企画は、外部サークルからヘルパーをお願いしております。サークルによっては「たまひよ係」のようなヘルパーを担当する人を既に決めてくださっている団体もあるほど同じサークルから何年も参加をしてくださっているような状況です。今年度も十分円滑に実施できる数のヘルパーが集まりましたが医歯薬系のヘルパーが不足しました。

③ 九大生応援市

22 年度まで「フードパントリー」と呼ばれていた企画になります。食べるものや生活に困っている九大生のために JA 糸島さんと協力して食品や物品を提供します。昨年 6 月と 12 月の 2 回開催しました。6 月開催時には一年生を中心として約 500 名の方に、12 月開催時には 800 名を超える方に食料を配布しました。12 月は、JA 糸島さんに加え、フードバンク、唐津自動車学校にもご協力いただき、配布食料が充実しました。

④ エフコープ企画

12 月の九大生応援市と同日に、九大生を支援する炊き出しを伊都キャンパスで行いました。炊き出しは福岡県内の地域生協であるエフコープの協力を得て、スープや朝食セットを約 800 名の学生に提供しました。

⑤ オープンキャンパス企画

今年度は 8/3・8/4 に、教室での全体説明会・個別説明会及び教室での大学生活を紹介した作成物の展示、絵馬の作成やリーフレットの配布を行いました。新たに保護者相談会を開催し、多くの参加がありました。また、引き続き大学学務部のパンフレット配布にも協力し、学務部とのつながりが深まりました。

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

# 2024年度事業報告書

## I. 事業報告書

1. 組合の事業活動の概況に関する事項
2. 組合の運営組織の状況に関する事項
3. その他組合の状況に関する事項

## II. 2024年度事業報告書の附属明細書

1. 役員報酬の状況
2. 役員の他の法人等における兼職の状況
3. 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細
4. 事業連合に関する事項
5. その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

## III. 決算関係書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 損失処理案
4. 注記事項

## IV. 決算関係書類の附属明細書

1. 資本及び借入金の状況
2. 固定資産の明細
3. 関係団体出資金の明細
4. 引当金の明細
5. 事業経費の明細
6. キャッシュ・フロー計算書
7. 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

## V. (監事)監査報告書

I 事業報告書

2024年3月1日 から 2025年2月28日 まで

作成 2025年4月1日

福岡県福岡市元岡744

備付 2025年4月1日

九州大学生協同組合

理事長 矢原徹一

1 組合の事業活動の概況に関する事項

| 事業種目   | 主な事業品目等                                                                    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------|
| 物品供給   | 書籍、文具、教育機器、衣料品、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業。                           |
| サービス提供 | 国内・海外旅行等の旅行業務を取り扱う事業。アパート・下宿の斡旋および管理する事業。保険を斡旋する事業。その他日常生活に必要なサービスを提供する事業。 |
|        | 組合員に食事を提供する事業。                                                             |
| その他    | 組合員のための学生総合共済(生命共済)の業務受託事業。                                                |

(2) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

1. 事業の経過及びその成果
- (1) 事業方針
- 1) コロナ禍を経て、変化(減少)したキャンパス滞校率が戻らないまま、「食材費値上げ」「人件費高騰」「水光熱費高止まり」等の経営環境の悪化が続く中、早急に単年度黒字経営を実現することを大きな事業課題としていました。2024年度は2025年度に単年度黒字経営を実現するための準備を行う事業年度として位置付け、営業時間等見直しや業務効率化によるコストコントロールに努めながら、学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め組合員の利用を広げることを事業方針としていました。
- 2) 学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め、組合員の利用を広げていきます。
- ①利用者懇談会等による組合員の声を重視した店舗運営、②ミールプリペイド及びプリペイド利用促進、③SNSやDM等による情報提供の強化
- ④組合員割引企画「金曜日はCOOPの日」実施、⑤先輩からの情報提供による新入生対応強化、⑥食事価格の維持努力
- 3) 通常期と閑散期の営業計画を不断に見直し、大学と組合員の理解を得ながら、持続可能かつ適切な営業時間を模索します。
- 4) 安定経営のため収入に対応した投下労働の指標として適切な労働分配率（人件費を事業総剰余金で除した比率）の実現を目指します。
- 5) 現行の公費システム、レジシステムは老朽化しつつあり、円滑なシステム更新計画の検討を開始します。
- (2) 経済および事業環境
- コロナ禍を経て通常の日常生活が戻っています。ただし、助成金の終了に加え「物価高」「最低賃金上昇」「社会保険対象拡大」等により、経営環境は厳しさを増しています。24年度の企業倒産件数は3年連続増加で11年ぶりに1万件を超えています。生協事業も利用人数は前年から13万人（回）減少し、2019年対比では26％減。また「令和6年産米の価格高騰」は大変深刻で、25年1月に食堂メニュー価格の全面改定を行っています。
- (3) 事業の状況
- 1) 年間の利用人数は、273万人（回）で前年を約13万人（回）下回った。2019年比では約95万人（回）の減少。※セブンイレブン店を除く
- 2021年10月公募選定され開業したセブンイレブン店は、39万663人から45万4,357人と伸長を続けています。
- 公費は大幅に減少した23年度から現状維持。昭和バス回数券販売終了等により、セブンイレブン店を除くと供給高は4,757万円の前年減少。食品3分類や食堂の供給高が増加し、供給剰余金は前年より1,950万円増加しています。
- 2) 2024年5月末時点での新入生の生協加入は減少し、早期の生協加入推進が課題となりました。全体では加入者数は増加しています。
- 新入生のミールプリペイド申込数は増加し、利用額増加によるプレミアム額の増加が見られます。
- 3) 「令和6年産米の価格高騰」「物価高」「食材費値上げ」「人件費高騰」「水光熱費高止まり」等により、経営環境の厳しさが増す中、アグリダイニングの営業時間見直しやL-Caféの業態変更、食堂を中心とした投下労働時間のコントロール等により食堂事業の経常剰余金の改善が進み、全体の経常剰余金は1,481万円改善しました。
- (4) 業績
- i) 組合員数および出資金
- 2025年2月末日の組合員数は2万5,504人で、前年比では336人増加。
- 同日の出資金総額は、5億3,341万円で、前年比では737万円の増加。
- ii) 供給事業
- 総供給高は、26億2,165万円で、前年比で4,207万円減少、うちセブンイレブン店増加550万円。
- 食品類(内製弁当含む)は前年比664万円増加、食堂分類前年比1,498万円増加、旅行分類前年比981万円増、SG前年比909万円増。
- 自動車学校は前年比3,202万円減、書籍は前年比1,889万円減、バス回数券前年比4,283円減。
- iii) その他の事業
- 大学業務受託手数料等を事業外収入で計上しているため減少していますが、セブンイレブン店収入増加等により実質増加しています。
- iv) 事業経費
- 事業経費は、8億762万円。人件費は5億5,002万円。前年より705万円減、予算を2,080万円下回った。
- 物件費は2億5,760万円で前年比で+686万円、予算比+2,027万円。物流費、委託料、事業連合委託費が増加しています。
- 前年比で減価償却費△1,997万円、事業連合委託費+977万円、物流費+806万円、委託料+400万円、水光熱費△257万円です。
- v) 事業外損益
- 事業外収入は7,695万円、事業外支出は534万円。本年度より大学業務受託手数料とセブンイレブン店収入を事業外収入で計上しています。
- 大学生協連の経営支援金1000万円は終了しました。箱崎土地売却により賃借料が減少しています。
- 2023年まで、出資金の整理益にしたうち、返還請求があった21万円を返還し、雑損失として計上。
- vi) 特別損益
- 出資金の整理益と箱崎土地売却益等を特別利益で計上し、20年の退職給付会計取崩しの補てんと2023年5月に退任した常勤役員の退職金を特別損失計上。本年度は、建物寄付分の償却は見合わせました。
- 特別利益は1億3,969万円、特別損失は1,271万円。
- vii) 当期剰余金
- 税引き後の当期剰余金は3,927万円の黒字となりました。
- 2) 対処すべき重要な課題 事業の展望と課題
- 「令和6年産米の価格高騰」「物価高」「食材費値上げ」「人件費高騰」「水光熱費高止まり」等により、経営環境の厳しさが増すことが見込まれます。今期は箱崎土地売却益等により当期剰余金は黒字ですが、経常剰余金は△8,652万円の赤字であり、単年度黒字経営構造の実現が早急に求められます。
- 引き続き、営業時間等見直しや業務効率化によるコストコントロールに努めながら、学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め、組合員の利用を広げていきます。

## ①直前3事業年度の財産及び損益の状況

単位：(千)円

| 項目      | 2021年度    | 2022年度    | 2023年度    | 本年度       |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 組合員数    | 24,105    | 24,791    | 25,168    | 25,504    |
| 出資金額    | 507,705   | 517,625   | 526,041   | 533,406   |
| 供給高     | 2,445,726 | 2,631,674 | 2,663,720 | 2,621,650 |
| 供給剰余金   | 469,173   | 510,679   | 563,031   | 582,530   |
| その他事業収入 | 73,293    | 118,232   | 123,688   | 66,955    |
| 経常剰余金   | 20,310    | △ 60,425  | △ 101,325 | △ 86,520  |
| 総資産     | 1,021,597 | 1,100,674 | 893,443   | 898,141   |
| 純資産     | 62,258    | 126,308   | 19,205    | 65,840    |

※ 本年度より大学業務受託手数料等を事業外収入で計上しています。

## ②供給事業の状況表

## i)部門別・業態別供給高の状況

単位：(千)円

| 項目        | 2021年度    | 2022年度    | 2023年度    | 本年度       |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 物販部門      | 1,492,587 | 1,449,348 | 1,340,497 | 1,245,707 |
| 書籍部門      | 408,879   | 367,776   | 340,402   | 332,016   |
| 食堂部門      | 328,835   | 453,044   | 564,392   | 645,410   |
| 旅行/サービス部門 | 178,844   | 221,720   | 256,028   | 230,322   |
| セブンイレブン店  | 35,633    | 138,841   | 162,785   | 168,288   |
| 合計        | 2,445,726 | 2,631,674 | 2,663,720 | 2,621,650 |

※ 本年度より内製弁当の供給高66.035千円を食堂部門で計上しています。

## ii)供給高の事業所別内訳

単位：(千)円

| 項目         | 2021年度    | 2022年度    | 2023年度    | 本年度       |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 皎皎舎        | 643,853   | 673,799   | 736,217   | 611,928   |
| ウエスト5号館    | 80,778    | 89,280    | 86,025    | 77,971    |
| 医系購買書籍店    | 330,278   | 325,864   | 321,225   | 325,483   |
| イースト1号館店   | 138,959   | 161,866   | 143,572   | 145,692   |
| 筑紫店        | 113,229   | 103,987   | 90,837    | 86,354    |
| 本部2        | △ 3,389   | △ 7,749   | 0         | △ 9,487   |
| 大橋店        | 40,465    | 37,289    | 31,371    | 38,888    |
| 伊都コンビニ店    | 497,684   | 412,300   | 297,604   | 265,218   |
| ビッグドラ店     | 104,325   | 99,639    | 91,067    | 200,935   |
| 協奏館店       | 6,734     | 9,954     | 10,689    | 10,591    |
| E-C a f é  | 59,531    | 70,536    | 76,468    | 78,043    |
| リブカ        | 139       | 591       | 410       | 0         |
| ビッグドラ食堂    | 50,275    | 66,772    | 81,274    | 91,213    |
| Q-ショップ     | 2,250     | 1,743     | 2,010     | 1,028     |
| 本部3        | △ 11,253  | △ 16,147  | △ 20,027  | △ 26,985  |
| 中央図書館店     | 105,331   | 102,480   | 101,968   | 91,211    |
| ビッグスカイ     | 28,581    | 40,008    | 63,116    | 67,299    |
| あかでみつくらんたん | 0         | 0         | 460       | 912       |
| アグリダイニング   | 34,306    | 49,237    | 59,226    | 59,082    |
| L-Café     | 311       | 3,067     | 3,893     | 2,010     |
| 医系食堂       | 50,890    | 64,950    | 81,551    | 87,355    |
| クアシス       | 10,889    | 24,529    | 28,482    | 25,501    |
| ビッグさんど     | 129,314   | 179,503   | 209,943   | 207,313   |
| レストラン      | 3,300     | 6,809     | 10,692    | 15,803    |
| 自販機        | 0         | 0         | 0         | 0         |
| セブンイレブン店   | 35,633    | 138,841   | 162,785   | 168,288   |
| 合計         | 2,452,414 | 2,631,674 | 2,663,720 | 2,621,650 |

※ 23年度からクアシスはナビさんの供給を含みます。契約自販機7,733万円は供給計上していない。

※ 本部3のマイナスは、ミールのプレミア分を食堂供給の割引として計上。還元金額はこれに消費税を加えた額。

## ③受託共済事業状況表

## 1)加入者数の状況

(単位：人(件))

| 共済事業の種類          | 元受団体名  | 加入者数(契約件数) |       |        |
|------------------|--------|------------|-------|--------|
|                  |        | 本年度        | 前年度   | 前年比    |
| 学生総合共済<br>(生命共済) | コープ共済連 | 8,031      | 7,864 | 102.1% |
| 合計               |        | 8,031      | 7,864 | 102.1% |

## 2)元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

(単位：千円、件)

| 共済事業の種類          | 元受団体名  | 元受団体共済掛金 |         |        | 共済金支払件数 |     |       | 共済金支払金額 |        |       |
|------------------|--------|----------|---------|--------|---------|-----|-------|---------|--------|-------|
|                  |        | 本年度      | 前年度     | 前年比    | 本年度     | 前年度 | 前年比   | 本年度     | 前年度    | 前年比   |
| 学生総合共済<br>(生命共済) | コープ共済連 | 114,404  | 113,831 | 100.5% | 770     | 810 | 95.1% | 46,589  | 63,992 | 72.8% |
| 合計               |        | 114,404  | 113,831 | 100.5% | 770     | 810 | 95.1% | 46,589  | 63,992 | 72.8% |

※ コープ共済連は日本コープ共済生活協同組合連合会の略称です。

(3)増資および資金の借入その他の資金調達状況

資金調達内訳表 単位：(千) 円

| 調達方法 | 金額      |
|------|---------|
| 出資金  | 533,406 |
| 金融機関 | 130,000 |
| その他  | 0       |

(4)組合が所有する施設の建設または回収その他の設備投資状況

設備投資概況表

| 設備名           | 所在地・内容  | 摘要         |
|---------------|---------|------------|
| 医系食堂まな板殺菌庫    | 福岡市東区馬出 | 購入2024年3月  |
| 餃餃舎店冷凍ケース     | 福岡市西区元岡 | 購入2024年11月 |
| 学研都市駅店看板等     | 福岡市西区北原 | 購入2025年1月  |
| L-Café冷凍自動販売機 | 福岡市西区元岡 | 購入2024年9月  |
| L-Café食品自動販売機 | 福岡市西区元岡 | 購入2024年9月  |
| L-Café改装工事    | 福岡市西区元岡 | 購入2024年9月  |
| L-Café電気設備工事  | 福岡市西区元岡 | 購入2024年9月  |
| 本部車両          | 福岡市西区元岡 | 購入2024年9月  |
| 給与システム人数拡張    | 福岡市西区元岡 | 購入2024年9月  |

(5)他の法人との業務上の提携

他の法人との業務上の提携

| 業務提携先    | 所在地・内容          | 摘要   |
|----------|-----------------|------|
| 大学生協事業連合 | 東京都杉並区和田3-30-22 | 業務委託 |

(6)他の会社を子法人等および関連会社等とすることとなる場合における当該他の会社の株式または持ち分の取得

新規出資子法人および関連法人等

該当する事項はありません。

(7)事業の全部または一部の譲渡または譲り受け、合併その他の組織の再編成

該当する事項はありません。

(8)教育事業等の状況

教育事業等の状況

単位：(千) 円

| 項 目               | 金 額  |
|-------------------|------|
| 当期に繰り越された教育事業等繰越金 | 0    |
| 教育事業等の使途          |      |
| 科 目               | 内 容  |
|                   | 該当なし |
|                   | 0    |
| 合 計               |      |

## 2 組合の運営組織の状況に関する事項

### (1) 前事業年度における総代会の開催状況

|                     |                         |       |
|---------------------|-------------------------|-------|
| 総（代）会開催日            | 2024年 5月25日             |       |
| 総代会日現在総代数           | 214 名                   |       |
| 出席総代組合員数            | 本人                      | 45 名  |
|                     | 代理人(委任)                 | 2 名   |
|                     | 書面                      | 154 名 |
|                     | 計                       | 201 名 |
| (重要な議事、議決事項および議決状況) |                         |       |
| 第1号議案               | 2023年度事業報告書・決算関係書類等承認の件 | 承認可決  |
| 第2号議案               | 2024年度事業計画及び予算決定の件      | 承認可決  |
| 第3号議案               | 役員選挙の件                  | 全員信任  |
| 第4号議案               | 役員報酬決定の件                | 承認可決  |

(注) 総代選挙は、総代選挙規約にもとづいて行なわれ、228人の定数に対して214人が立候補し、選挙の結果、当初選挙は2024年4月30日に当選人が公告され、補欠選挙結果は選挙区毎に順次公告された。

### (2) 組合員に関する事項

#### 組合員出資金増減表

| 区 分   | 人員（人）  | 口数（口）     | 組合員出資金総額（円） | 一人当組合員出資金額（円） |
|-------|--------|-----------|-------------|---------------|
| 前期末現在 | 25,168 | 2,630,203 | 526,040,600 | 20,901        |
| 当期増加分 | 2,935  | 328,050   | 65,610,000  |               |
| 当期減少分 | 2,599  | 291,222   | 58,244,400  |               |
| 当期末現在 | 25,504 | 2,667,031 | 533,406,200 | 20,915        |

### (3) 役員に関する事項

#### 1) 役員一覧表

| 役 名          | 氏 名   | 担当    | 就任年月日      | 略歴等                      |
|--------------|-------|-------|------------|--------------------------|
| 理 事 長 (代表理事) | 矢原 徹一 | そしき部長 | 1997年5月24日 | 2003年5月より理事長 理学研究院教授     |
| 副理事長         | 出水 薫  |       | 2012年5月26日 | 2012年5月より副理事長 法学研究院教授    |
| 専務理事 (代表理事)  | 峰田 優一 |       | 2023年5月27日 | 2023年5月より専務理事            |
| 常務理事         | 野上 佳則 |       | 2009年5月30日 | 2009年5月より常務理事            |
| 常務理事         | 中川 湧太 |       | 2023年5月27日 | 2023年5月より常務理事 工学部学生・そしき部 |
| "            | 岩崎 成  |       | 2023年5月27日 | 2023年5月より常務理事 理学部学生・そしき部 |
| "            | 宮原 千柊 |       | 2024年5月25日 | 2024年5月より常務理事 工学部学生・そしき部 |
| "            | 赤峰 尚輝 |       | 2024年5月25日 | 2024年5月より常務理事 法学部学生・そしき部 |
| 理 事          | 神野 尚三 |       | 2012年5月26日 | 医学研究院教授                  |
| "            | 清野 聡子 |       | 2016年5月28日 | 工学研究院准教授                 |
| "            | 茂木 孝一 |       | 2009年5月30日 | 総合理工学研究院助教               |
| "            | 安田 章人 |       | 2022年5月28日 | 基幹教育院准教授                 |
| "            | 堀 優子  |       | 2013年5月25日 | 図書館専門員                   |
| "            | 河野 浩人 |       | 2024年5月25日 | 法学府院生                    |
| "            | 松山 真白 |       | 2021年5月29日 | 人間環境学府院生                 |
| "            | 今川 大悟 | 特定監事  | 2021年5月29日 | 法学部学生                    |
| "            | 釘宮 菜緒 |       | 2022年5月28日 | 工学部学生                    |
| "            | 宮崎 萌絵 |       | 2022年5月28日 | 農学部学生                    |
| "            | 白崎 江陸 |       | 2024年5月25日 | 経済学部学生 そしき部              |
| "            | 前田 大成 |       | 2024年5月25日 | 農学部学生 そしき部               |
| "            | 安永 悠生 |       | 2024年5月25日 | 農学部学生 そしき部               |
| "            | 山田 優吏 |       | 2024年5月25日 | 工学部学生 そしき部               |
| "            | 大野 泰広 |       | 2023年5月27日 | 大学生協事業連合役員               |
| 監 事          | 赤司 友徳 |       | 2020年6月20日 | 大学文書館                    |
| "            | 藤原 学  |       | 2009年5月30日 | 理学研究院准教授                 |
| "            | 森 誠司  |       | 2023年5月27日 | 理学部教務課 課長                |
| "            | 川崎 教史 |       | 2024年5月25日 | 工学府院生                    |
| "            | 正 航太郎 |       | 2024年5月25日 | 文学部学生 そしき部               |

2) 辞任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 辞任時期 | 理由 |
|-----|-----|------|----|
| 理事  | なし  |      |    |
|     |     |      |    |

(4) 職員数およびその増減その他の職員の状況

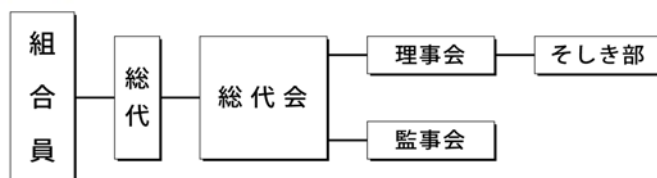
職員状況表

| 区 分          |             | 前期末数                   | 当期末数                   | 平均年令（上段）<br>平均勤続年数（下段）  |
|--------------|-------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| 正規職員         |             | 25 名                   | 24 名                   | 46 才 5 ヶ月<br>12 年 11 ヶ月 |
| 嘱託職員<br>定時職員 | 時間数<br>(総数) | 311,323 時間<br>( 224 名) | 301,218 時間<br>( 219 名) |                         |
|              | 正規換算        | 155.6 名                | 150.6 名                |                         |

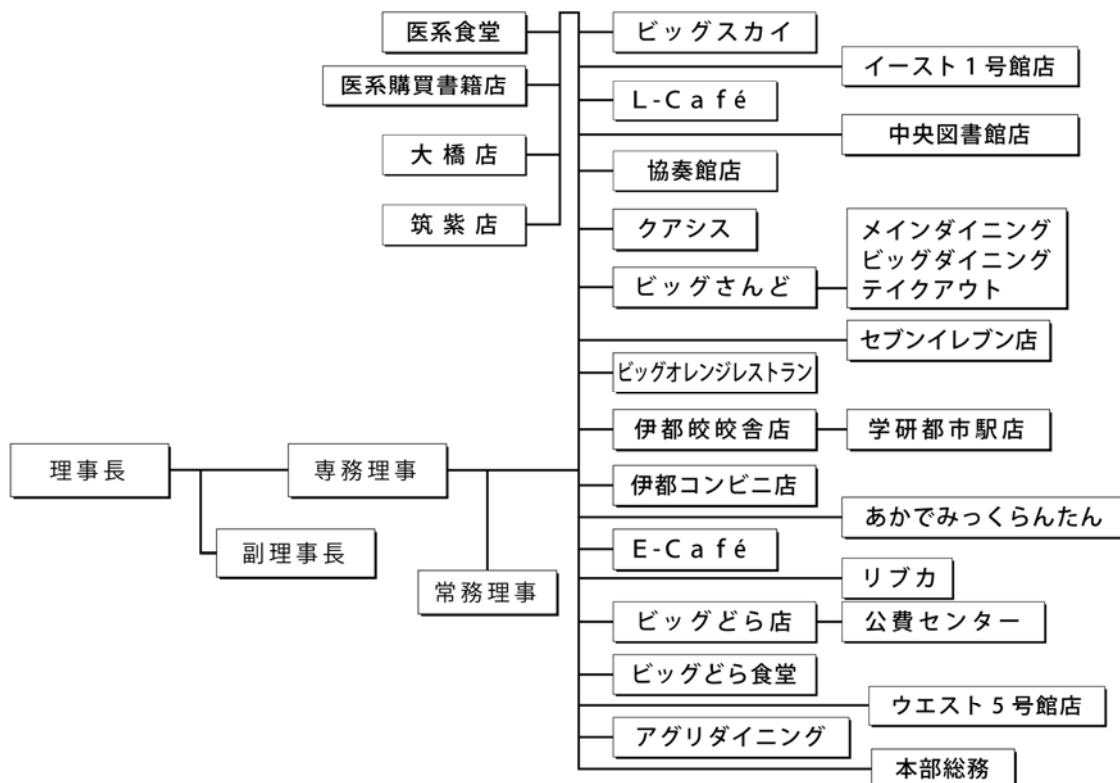
(注1) 定時職員の総人数は、年間2000時間で正規1名と換算

(5) 業務の運営の組織に関する事項

1) 運営組織図



2) 経営組織図



(6) 施設の設置状況に関する事項

<九州大学からの借用施設>

| 地区名所在地  | 食堂・店舗名                   | 建築年度  | 設置年度  | 構造   | 面積 (㎡) |       |       |     |       | ホール<br>席数 |
|---------|--------------------------|-------|-------|------|--------|-------|-------|-----|-------|-----------|
|         |                          |       |       |      | 店舗     | 厨房    | ホール   | 付属室 | 小計    |           |
| 病院地区    | 医系購買書籍店                  |       | 平成20年 | RC造  | 245    |       |       | 21  | 266   |           |
| 福岡市東区馬出 | 医系食堂                     |       | 平成20年 | RC造  |        | 206   | 705   | 17  | 928   | 500       |
| 小計      |                          |       |       |      | 245    | 206   | 705   | 38  | 1,194 | 500       |
| 大橋地区    | 大橋店                      |       | 平成16年 | RC造  | 56     |       |       |     | 56    |           |
| 小計      |                          |       |       |      | 56     | 0     | 0     | 0   | 56    | 0         |
| 筑紫地区    | 筑紫店                      |       | 平成17年 | RC造  | 130    |       |       |     | 130   |           |
| 春日市春日公園 | 小計                       |       |       |      | 130    |       |       |     | 130   |           |
| 福岡市西区元岡 | 伊都コンビニ店                  | 平成18年 | 平成18年 | 鉄骨造  | 181    |       |       |     | 181   |           |
|         | 協奏館店                     | 平成26年 | 平成27年 | 鉄骨造  | 40     |       |       |     | 40    |           |
|         | ビッグさんど<br>(地下1階)         | 平成21年 | 平成21年 | 鉄骨造  |        | 371   | 770   | 15  | 1,156 | 563       |
|         |                          |       |       | テラス  |        |       |       |     |       | 80        |
|         | ビッグさんど<br>(1階)           | 平成21年 | 平成21年 | 鉄骨造  |        | 254   | 665   |     | 918   | 466       |
|         |                          |       |       | 鉄骨造  |        | 120   | 306   |     | 426   | 152       |
|         | Q A S I S                | 平成21年 | 平成21年 | テラス  |        |       |       |     |       | 48        |
|         |                          |       |       | プレハブ |        | 121   | 362   |     | 482   | 122       |
|         | Big Orange<br>Restaurant | 平成17年 | 平成21年 | テラス  |        |       |       |     |       | 12        |
|         | Libca                    | 平成21年 | 平成21年 | 鉄骨造  |        | 5     |       | 9   | 14    | 40        |
|         | 皎皎舎                      | 平成27年 | 平成27年 | 木造   | 470    |       |       |     | 470   |           |
|         | あかでみつくら<br>んたん           | 平成18年 | 平成25年 | プレハブ |        | 14.62 | 48.1  |     | 62.7  | 36        |
|         |                          |       |       | 鉄骨造  |        | 49    | 198   |     | 247   | 68        |
|         | E-C a f é                | 平成27年 | 平成27年 | テラス  |        |       |       |     |       | 56        |
|         |                          |       |       | 鉄骨造  |        | 259   | 706   |     | 965   | 470       |
|         | ビッグスカイ                   | 平成30年 | 平成30年 | 鉄骨造  |        | 30    | 87    |     | 117   | 50        |
|         | L-C a f é                | 平成30年 | 平成30年 | 鉄骨造  |        |       |       |     |       |           |
|         | イースト1号館店                 | 平成30年 | 平成30年 | 鉄骨造  | 180    |       |       |     | 180   |           |
|         | アグリダイニング                 | 平成30年 | 平成30年 | 鉄骨造  |        | 104.3 | 314   |     | 418   | 240       |
|         | ウエスト5号館店                 | 平成30年 | 平成30年 | 鉄骨造  | 204    |       |       |     | 204   |           |
|         | ビッグどら食堂                  | 平成17年 | 平成31年 | 鉄骨造  |        | 501   | 1,321 |     | 1,822 | 770       |
|         |                          |       | 平成31年 | 鉄骨造  | 203    |       |       |     | 203   |           |
|         | 中央図書館店                   | 平成29年 | 令和2年  | 鉄骨造  | 280    |       |       |     | 280   |           |
|         | セブンイレブン                  | 令和3年  | 平成21年 | 鉄骨造  | 167    |       |       |     | 167   |           |
| 小計      |                          |       |       |      | 1,725  | 1,829 | 4,776 | 24  | 8,353 | 3,173     |
| 総合計     |                          |       |       |      | 2,156  | 2,035 | 5,481 | 62  | 9,733 | 3,673     |

※伊都コンビニ店の建物は生協負担で建築し、生協の財産です。

Q-Shopは2024年3月に閉店しました。2021年10月にビッグさんどにセブンイレブン店をオープンしました。

<自己所有>

| 地区・所在地 | 施設名    | 取得・建築   | 構造   | 面積 (㎡) |
|--------|--------|---------|------|--------|
| 糸島市泊   | 生協本部倉庫 | 平成29年7月 | プレハブ | 308.94 |
|        |        | 平成29年7月 | 土地   | 995.04 |

(7) 事業連合の状況に関する事項

1) 事業連合の概要

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区分          | 関連法人等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 連合会名        | 生活協同組合連合会大学生協事業連合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 所在地         | 東京都杉並区和田3-30-22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 代表者名        | 理事長 井内 善臣                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 設立年月日       | 1969年10月1日創立、同年12月19日都知事認可                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事業内容        | <p>(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで又は生産して会員に供給する事業</p> <p>(2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業</p> <p>(3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施またはこれらに関連する情報を提供する事業</p> <p>(4) 会員、会員の組合員及び役職員並びにこの会の役職員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な教育を行い、及び情報を提供する事業</p> <p>(5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業</p> <p>(6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業</p> <p>(7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業</p> <p>(8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業</p> <p>(9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業</p> <p>(10) 前各号の事業に附帯する事業</p> |
| 設立の理由       | 協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 出資金及び総口数    | 出資金 4,871,140 千円 総口数 487,114 口                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 当組合の出資額及び口数 | 49,900 千円 4,990 口                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 決算月日        | 2025年2月28日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 主な出資生協      | <p>全国大学生生活協同組合連合会 800,000千円</p> <p>東京大学消費生活協同組合 183,080千円</p> <p>立命館生活協同組合 158,190千円</p> <p>京都大学生生活協同組合 140,310千円</p> <p>東北大学生生活協同組合 136,660千円</p> <p>その他184生活協同組合 3,452,900千円</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 当組合の関係役員    | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

(注) 出資金及び総口数ならびに出資生協は、2025年2月28日現在です。

## 2) 事業連合の決算概況

連合会名：生活協同組合連合会大学生協事業連合

資産・負債・純資産の状況

単位：(千)円

| 科目\決算期    |          | 2025年2月28日（58期） |
|-----------|----------|-----------------|
| 資産の部      | 流動資産     | 30,637,534      |
|           | 固定資産     | 8,001,321       |
|           | 資産合計     | 38,638,855      |
| 負債の部      | 流動負債     | 34,282,803      |
|           | 固定負債     | 1,823,939       |
|           | 負債合計     | 36,106,743      |
| 資本の部      | 出資金      | 4,871,140       |
|           | 剰余金      | △ 2,339,027     |
|           | 評価・換算差額等 | -               |
|           | 純資産合計    | 2,532,112       |
| 負債及び純資産合計 |          | 38,638,855      |

損益の状況

自 2024年3月1日 至 2025年2月28日

単位：(千)円

| 科目       | 金 額         |
|----------|-------------|
| 供給高      | 91,351,532  |
| 供給剰余     | 2,102,603   |
| 事業剰余金    | 315,690     |
| 経常剰余金    | 421,656     |
| 当期剰余金    | 394,432     |
| 当期末処分剰余金 | △ 2,339,027 |

(注) 上記貸借対照表は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定しておりませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

## 3) 事業連合との取引等の状況

単位：(千)円

| 取引の内容        | 物販およびサービス商品等の仕入 |
|--------------|-----------------|
| 取引高          | 1,367,740       |
| 総仕入高対取引高率（％） | 69.0%           |

## (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

2021年3月の理事会で「内部統制に関する基本方針」を議決しました。

1. 理事および職員の職務執行が、法令・定款などに適合することを確保します。
2. 理事および職員の職務執行に関わる情報の保存および管理を適正に行います。
3. 理事および職員の職務執行が効率的に行われるようにします。
4. 損失の危険の管理を行います。
5. 財務報告を適正に作成します。
6. 監事監査がいつそう有効に行われるための環境を整備します。

## 3 その他組合の状況に関する重要な事項

なし

## Ⅱ 2024 年度事業報告書の附属明細書

### 1 役員報酬等の状況

#### (1) 役員報酬明細

単位：(千) 円

| 区 分 | 定款上の<br>定員(人) | 支払人員<br>(人) | 報酬等<br>支払額 | 摘 要 |
|-----|---------------|-------------|------------|-----|
| 理 事 | 21～25         | 23          | 16,213     |     |
| 監 事 | 3～5           | 5           | 84         |     |
| 合 計 |               |             | 16,297     |     |

#### (2) 役員退職金明細

単位：(千) 円

| 区 分 | 定款上の<br>定員(人) | 報酬等<br>支払額 |
|-----|---------------|------------|
| 理 事 | 21～25         | 7,705      |
| 監 事 | 3～5           | 該当なし       |
| 合 計 | 24～30         |            |

### 2 役員の他の法人等における兼業の状況

| 区 分 | 常勤・非常<br>勤の別 | 代表権の<br>有 無 | 氏 名 | 兼 務 先 名 | 兼務先での役職名 |
|-----|--------------|-------------|-----|---------|----------|
| 理 事 | 該当なし         |             |     |         |          |
| 監 事 | 該当なし         |             |     |         |          |

### 3 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

単位：(千) 円

| 取引の内容および金額 |       |       |       |       |       | 摘 要 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 役職名・氏名     | 取引の内容 | 金 額   |       |       |       |     |
|            |       | 当期取引額 | 前期末残高 | 当期末残高 | 当期増減額 |     |
|            | 該当なし  |       |       |       |       |     |
| 合 計        |       |       |       |       |       |     |

### 4 事業連合に関する事項

#### 事業連合に対する債権・債務明細表

##### ① 債権明細表

単位：(千) 円

| 区 分     | 短期債権 |        |        |
|---------|------|--------|--------|
|         | 期首残高 | 期末残高   | 当期増減額  |
| 事業連合前渡金 | 0    | 13,570 | 13,570 |
| 事業連合未収金 | 925  | 1,718  | 793    |
| 合 計     | 925  | 15,288 | 14,363 |

##### ② 債務明細表

単位：(千) 円

| 区 分       | 短期債権    |         |          |
|-----------|---------|---------|----------|
|           | 期首残高    | 期末残高    | 当期増減額    |
| 買掛金(事業連合) | 145,002 | 129,235 | △ 15,767 |
| 短期借入金     | 0       | 0       | 0        |
| 事業連合未払金   | 4,293   | 89      | △ 4,204  |
| 合 計       | 149,295 | 129,324 | △ 19,971 |

### 5 その他の事業報告書の内容を補足する重要な事項

特になし

## 1 貸借対照表

## (单位:円)

2025年2月28日 現在

※長期借入金1億3千万は日本政策金融公庫からの資本性劣後ローンで資本に組み入れられます。資本は約1億9,600万円となります。

2 損益計算書

損 益 計 算 書  
自 2024年3月1日 至 2025年2月28日

(単位:円)

| 科 目             | 金 額                  |                    |
|-----------------|----------------------|--------------------|
| 供 給 事 業         |                      |                    |
| 供 給 高           | 2,621,649,523        |                    |
| 供 給 値 引         | <u>26,791,126</u>    | 2,594,858,397      |
| 供 給 原 価         |                      |                    |
| 期 首 商 品 棚 卸 高   | 260,990,644          |                    |
| 仕 入             | <u>1,983,203,403</u> |                    |
| 合 計             | 2,244,194,047        |                    |
| 期 末 商 品 棚 卸 高   | <u>231,866,056</u>   | 2,012,327,991      |
| 供 給 剩 余 金       |                      | <u>582,530,406</u> |
| その他の事業収入        |                      |                    |
| 教育文化事業収入        | 0                    |                    |
| 共済受託手数料収入       | 18,535,963           |                    |
| 供給事業手数料収入       | 238,971              |                    |
| 不動産賃貸収入         | 0                    |                    |
| その他手数料収入        | <u>48,180,540</u>    |                    |
| そ の 他 事 業 収 入 計 |                      | <u>66,955,474</u>  |
| 事 業 総 剩 余 金     |                      | 649,485,880        |
| 事業経費            |                      |                    |
| 人 件 費           | 550,018,264          |                    |
| 物 件 費           | <u>257,600,969</u>   | 807,619,233        |
| 事 業 剩 余 金       |                      | ▲ 158,133,353      |
| 事業外収益           |                      |                    |
| 受取利息            | 179,422              |                    |
| 受取配当金           | 11,550               |                    |
| 雑収入             | <u>76,757,325</u>    | 76,948,297         |
| 事業外費用           |                      |                    |
| 支払利息            | 3,237,885            |                    |
| 雑損失             | <u>2,097,049</u>     | 5,334,934          |
| 経 常 剩 余 金       |                      | ▲ 86,519,990       |
| 特 別 利 益         |                      | <u>139,686,580</u> |
| 特 別 損 失         |                      | <u>12,704,592</u>  |
| 税 引 前 当 期 剩 余 金 |                      | 40,461,998         |
| 法 人 税 等         |                      | <u>1,192,500</u>   |
| 当 期 剩 余 金       |                      | 39,269,498         |
| 当 期 首 繰 越 損 失 金 |                      | 506,835,335        |
| 当 期 未 処 理 欠 損 金 |                      | <u>467,565,837</u> |

### 3 損失処理案

2024 年度 損失処理案

(単位:円)

| 科 目         | 金 額 |                  |
|-------------|-----|------------------|
| I 当期末処理損失金  |     | 円<br>467,565,837 |
| II 損失金処理額   |     |                  |
| 1 任意積立金取崩額  | 0   | 0                |
| 2 法定準備金取崩額  | 0   | 0                |
| III 次期繰越損失金 |     | 467,565,837      |

令和7年 5月24日

九州大学生協同組合

理事長 矢原 徹一

## 4 注記事項

### 1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 棚卸資産の評価基準および評価方法
  - 書籍・購買（自主講座を除く） 売価還元法による原価法
  - 食堂（食材）、自主講座 最終仕入原価法による原価法（ 〃 ）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。

- ① 有形固定資産 定率法（もしくは 定額法）  
（リース資産を除く） ただし、1998年3月31日以前に取得した建物は定率法、それ以降の取得については定額法。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

|        |         |
|--------|---------|
| 建物     | 20年～39年 |
| 建物附属設備 | 3年～15年  |
| 器具備品   | 3年～15年  |
- ② 無形固定資産 定額法。なお、ソフトウェアは利用期間（5年）にもとづく定額法。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法。ただし、リース資産はありません。
- ④ 長期前払費用 定額法。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

|            |     |               |
|------------|-----|---------------|
| 大学寄贈施設     | 15年 | （特別損失計上）      |
| 複数年度使用する備品 | 12年 | （使用する店舗の費用計上） |

#### (3) 引当金の計上基準は以下のとおりです。

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権は法人税法に定める一括評価金銭債権に係る繰入率による繰入限度相当額及び貸倒懸念債権について回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金 職員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額の当期負担額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金 退職給付会計に関する注記に記載しています。
- ④ 役員退職引当金 役員の退職金の支給に備えるため、役員退職金規定による期末要支給額相当額を計上するものです。現在赤字の経営責任のため引き当てていません。

#### (4) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

- ① 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

### 2. 会計方針の変更

クアシスの供給高にナビさんの売り上げを含むこととしました。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりです。

特にありません。

#### (2) 役員に対する金銭債権または金銭債務は以下のとおりです。

特にありません。

### 4. 損益計算書に関する注記

#### (1) 事業外損益の内訳は以下のとおりです。

大学生協連の経営支援金1000万円は昨年度に終了しています。

本年度から大学業務受託手数料とセブンイレブン店収入は事業外収入で計上しています。

6月までの箱崎土地賃貸料及びセブンイレブン店含めた生協会計以外のミールプレミア相当分を収入計上しています。

生協会計以外のミールプレミア相当分は960万円(前年比+305万円)でした

費用としては、九州大学への寄付で71万円計上しています。2023年度以前に出資金整理益とした

うち、2024年度に出資金返還を行った213,000円を雑損失処理しています。

日本政策金融公庫からの借入への支払利息324万円を計上しています。

#### (2) 特別損益の内訳は以下のとおりです。

- ① 特別利益に、箱崎土地の売却益を計上しています。13,252万円でした。

組合員出資金整理益を計上しています。717万円でした。

- ② 特別損失は、2023年5月に退任した前専務理事の役員退職金を計上しました。

2020年に取り崩した退職給付会計の不足分のうち500万円を退職給付会計に計上し、特別損失としました。要支給額の不足額は5500万円です。

亭亭舎・皎皎舎の大学寄付分の償却は見合わせました。

#### (3) 法人税等には、法人税、住民税および事業税が含まれています。

### 5. 欠損金処理案に関する注記

特に、ありません。

## 6. 退職給付会計に関する注記

### (1) 退職給付債務の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）を退職給付引当金として計上しています。また、会計基準変更時差異の費用処理方法は、その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により、費用処理することとしていました。

2024年度末で5500万円不足額があります。

### (2) 採用する退職給付制度

職員の退職により支給する退職給付にあてるため、退職一時金制度を採用しています。

### (3) 職員の退職一時金制度の退職給付債務等の内容

#### ①退職給付債務およびその内訳

|          |             |
|----------|-------------|
| 退職給付債務   | 82,743,531円 |
| 年度末積立不足額 | 55,000,000円 |
| 退職給付引当金  | 27,743,531円 |

#### ②退職給付費用の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| 退職給付費用（事業経費） | 7,342,013円 |
| 退職給付費用（特別損失） | 5,000,000円 |

#### ③年度末不足額の積立方針

2021年度から毎年500万円積立不足額の積み増しを行います。15年間（残り11年）。

## 7. 税効果会計に関する注記

税効果会計は適用しますが、一時差異の金額に重要性がないため中小企業会計指針により、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上していません。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

基本的にリース資産はありません。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 会社等

| 種 類 | 法人等の<br>名称 | 資本金又<br>は出資金 | 議決権等の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科 目 | 期末残高 |
|-----|------------|--------------|---------------|---------------|-------|------|-----|------|
|     | なし         |              |               |               |       |      |     |      |
|     |            |              |               |               |       |      |     |      |
|     |            |              |               |               |       |      |     |      |

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

### (2) 組合

(単位：千円)

| 種 類  | 法人等の<br>名称   | 出資金額   | 議決権等の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係     | 取引の内容 | 取引金額      | 科 目 | 期末残高    |
|------|--------------|--------|---------------|-------------------|-------|-----------|-----|---------|
| 関連法人 | 大学生協事<br>業連合 | 49,900 | 直接0.52%       | 仕入先<br>役員兼任<br>0人 | 商品仕入  | 1,367,740 | 買掛金 | 129,235 |
|      |              |        |               |                   | 業務委託  | 67,474    | 未払金 | 89      |

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

### (3) 役員およびその近親者

該当する事項はありません。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

## 11. その他の注記

該当する事項はありません。

#### IV 2024年度決算関係書類の附属明細書

##### 1 資本及び借入金の状況

###### (1) 組合員資本の明細

単位：(千) 円

| 区 分             | 期 首<br>残 高 | 当 期<br>増加額 | 当 期<br>減少額 | 期 末<br>残 高 | 備 考 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| 組 合 員 出 資 金     | 526,041    | 77,697     | 70,332     | 533,406    |     |
| 法 定 準 備 金       | 0          | 0          | 0          | 0          |     |
| 任意積立金           | 0          | 0          | 0          | 0          |     |
| 当 期 末 繰 越 損 失 金 | 506,835    | 39,269     | 0          | 467,566    |     |
| 合 計             | 62,257     | 38,428     | 70,332     | 65,840     |     |

(2) の日本政策金融公庫の劣後ローンは、資本に組み入れることができる。

###### (2) 借入金の明細

###### 1) 長期借入金等の増減

単位：(千) 円

| 借 入 先         | 期 首<br>残 高 | 当 期<br>増加額 | 当 期<br>減少額 | 期 末<br>残 高 | 備 考 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| 日本政策金融公庫劣後ローン | 130,000    | 0          | 0          | 130,000    |     |
| 合 計           | 130,000    | 0          | 0          | 130,000    |     |

###### 2) 短期借入金等の増減

###### ①短期借入金

単位：(千) 円

| 借 入 先   | 期 首<br>残 高 | 当 期<br>増加額 | 当 期<br>減少額 | 期 末<br>残 高 | 備 考 |
|---------|------------|------------|------------|------------|-----|
| 該 当 な し | 0          | 0          | 0          | 0          |     |
| 合 計     | 0          | 0          | 0          | 0          |     |

###### ②1年以内返済予定長期借入金

単位：(千) 円

| 借 入 先   | 期 首<br>残 高 | 当 期<br>増加額 | 当 期<br>減少額 | 期 末<br>残 高 | 備 考 |
|---------|------------|------------|------------|------------|-----|
| 該 当 な し | 0          | 0          | 0          | 0          |     |
| 合 計     | 0          | 0          | 0          | 0          |     |

## 2 固定資産の明細

単位：(千)円

| 区分             | 資産の種類     | 期首帳簿<br>価額 | 当期<br>増加額 | 当期<br>減少額 | 当期<br>償却額 | 期末帳<br>簿価額 | 減損損失<br>累計額 | 減価償却<br>累計額 | 備考 |
|----------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|----|
| 有形<br>固定<br>資産 | 建物及び附属設備  | 66,547     | 250       | 0         | 4,774     | 62,024     |             | 64,680      |    |
|                | 構築物       | 205        | 0         | 0         | 18        | 188        |             | 312         |    |
|                | 機械装置      |            |           |           |           |            |             |             |    |
|                | 車輛運搬具     | 281        | 580       |           | 351       | 511        |             | 3,498       |    |
|                | 器具備品      | 83,371     | 3,291     | 732       | 13,334    | 72,596     |             | 272,758     |    |
|                | リース資産     |            |           |           |           |            |             |             |    |
|                | 土地        | 49,000     | 0         | 34,000    |           | 15,000     |             |             |    |
|                | 建物仮勘定     |            |           |           |           |            |             |             |    |
|                | 計         | 199,405    | 4,120     | 34,732    | 18,476    | 150,318    |             | 341,248     |    |
| 無形<br>固定<br>資産 | 借地権       |            |           |           |           |            |             |             |    |
|                | ソフトウェア    | 10,163     | 680       | 0         | 2,082     | 8,761      |             |             |    |
|                | リース資産     |            |           |           |           |            |             |             |    |
|                | 電話加入権     | 2,128      | 0         | 0         | 0         | 2,128      |             |             |    |
|                | その他無形固定資産 |            |           |           |           |            |             |             |    |
|                | 計         | 12,291     | 680       | 0         | 2,082     | 10,890     |             |             |    |
| 合計             |           | 211,696    | 4,800     | 34,732    | 20,557    | 161,208    |             |             |    |

(注) 主な増減の内容は以下のとおりです。

当期増加 設備投資概況表のとおり

器具備品 329万円

車両運搬具 58万円

ソフトウェア 68万円

建物及び附属設備 25万円

当期減少 設備投資概況表のとおり

土地 3,400万円

### 3 関係団体出資金の明細

単位：（千）円

| 出 資 先         |                 | 期 首<br>残 高 | 当 期<br>増 加 額 | 当 期<br>減 少 額 | 期 末<br>残 高 | 備 考 |
|---------------|-----------------|------------|--------------|--------------|------------|-----|
| 関係団体<br>出 資 金 | 全国大学生協連合会       | 17,476     | 0            | 0            | 17,476     |     |
|               | 大 学 生 協 事 業 連 合 | 49,900     | 0            | 0            | 49,900     |     |
|               | コープ共済連          | 100        | 0            | 0            | 100        |     |
|               | 福岡県生協連合会        | 100        | 0            | 0            | 100        |     |
|               | 九州労働金庫          | 345        | 0            | 0            | 345        |     |
|               | 小 計             | 67,921     | 0            | 0            | 67,921     |     |
| 子会社<br>等株式    | (株)コープ・リヒンク九州   | 2,500      | 0            | 0            | 2,500      |     |
|               | 小 計             | 2,500      | 0            | 0            | 2,500      |     |
| 合 計           |                 | 70,421     | 0            | 0            | 70,421     |     |

### 4 引当金の明細

単位：（千）円

| 区 分     | 期 首<br>残 高 | 当 期<br>増 加 額 | 当 期<br>減 少 額 | 期 末<br>残 高 | 備 考  |
|---------|------------|--------------|--------------|------------|------|
| 貸倒引当金   | 1,500      | 0            | 100          | 1,400      | 洗い替え |
| 賞与引当金   | 8,261      | 7,617        | 8,261        | 7,617      | 目的使用 |
| 退職給付引当金 | 38,557     | 12,217       | 23,030       | 27,744     | 目的使用 |
| 合 計     | 39,110     | 19,834       | 31,391       | 36,761     |      |

退職給付引当金は、2020年度に7500万円取り崩した。  
2021年から15年で不足分を積み立てる。（残り12年）

## 5 事業経費の明細

## 人件費及び物件費

自 2024年3月1日

至 2025年2月28日

| 科 目 |                 |  | 金 額             |   |
|-----|-----------------|--|-----------------|---|
|     |                 |  |                 | 円 |
| 1   | 人 件 費           |  | ( 550,018,264 ) |   |
|     | 役 員 報 酬         |  | 16,296,730      |   |
|     | 職 員 給 与         |  | 124,226,104     |   |
|     | 定 時 職 員 給 与     |  | 344,438,508     |   |
|     | 退 職 給 付 費 用     |  | 7,342,013       |   |
|     | 法 定 福 利 費       |  | 51,594,683      |   |
|     | 厚 生 費           |  | 6,120,226       |   |
| 2   | 物 件 費           |  | ( 257,600,969 ) |   |
|     | 教 育 文 化 費       |  | 1,197,236       |   |
|     | 広 報 費           |  | 10,575,572      |   |
|     | 消 耗 品 費         |  | 22,493,706      |   |
|     | 物 流 費           |  | 11,219,383      |   |
|     | 車 輜 運 搬 費       |  | 1,332,736       |   |
|     | 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 |  | -100,000        |   |
|     | 施 設 維 持 管 理 費   |  | 9,089,154       |   |
|     | 減 価 償 却 費       |  | 20,557,399      |   |
|     | 賃 借 料           |  | 4,043,626       |   |
|     | 水 道 光 熱 費       |  | 45,057,051      |   |
|     | 保 険 料           |  | 732,948         |   |
|     | 委 託 料           |  | 38,996,457      |   |
|     | 研 修 採 用 費       |  | 1,312,850       |   |
|     | 調 査 研 究 費       |  | 398,028         |   |
|     | 会 議 費           |  | 99,694          |   |
|     | 諸 会 費           |  | 9,384,530       |   |
|     | 渉 外 費           |  | 1,546           |   |
|     | 租 税 公 課         |  | 2,966,956       |   |
|     | 通 信 交 通 費       |  | 5,939,860       |   |
|     | 雑 費             |  | 4,828,237       |   |
|     | 事 業 連 合 委 託 費   |  | 67,474,000      |   |
|     | 事業経費合計          |  | ( 807,619,233 ) |   |

## 6 キャッシュ・フロー計算書

( 自 2024年3月1日 至 2025年2月28日 )

単位：(千) 円

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| I. 事業活動によるキャッシュ・フロー   |           |
| 税引前当期剰余金              | 40,461    |
| 減価償却費                 | 23,017    |
| 固定資産売却益               | ▲ 132,516 |
| 固定資産除却損               | 78        |
| 貸倒引当金の減少額             | ▲ 100     |
| 賞与引当金の減少額             | ▲ 644     |
| 退職給付引当金の減少額           | ▲ 10,813  |
| 役員退職給与引当金の減少額         | 0         |
| 受取利息及び配当金             | ▲ 187     |
| 支払利息                  | 801       |
| 供給債権の減少額              | 5,777     |
| 棚卸資産の減少額              | 28,869    |
| 仕入債務の減少額              | ▲ 47,078  |
| 未収金の増加額               | ▲ 3,115   |
| 未払消費税等の増加額            | 8,247     |
| 未払金の増加額               | 627       |
| 前受金の減少額               | ▲ 5,481   |
| 預り金の増加額               | 2,997     |
| その他                   | ▲ 11,417  |
| 小計                    | ▲ 100,477 |
| 利息及び配当金の受取額           | 187       |
| 利息の支払額                | ▲ 801     |
| 法人税等の還付による収入          | 0         |
| 法人税等の支払額              | ▲ 1,192   |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー      | ▲ 102,283 |
| II. 投資活動によるキャッシュ・フロー  |           |
| 長期預金預入による支出           | 0         |
| 有形固定資産の売却による収入        | 166,516   |
| 有形固定資産の取得による支出        | ▲ 4,120   |
| 無形固定資産の取得による支出        | ▲ 680     |
| 関係団体等出資金の出資による支出      | 0         |
| 関係団体等出資金の払戻による収入      | 0         |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー      | 161,716   |
| III. 財務活動によるキャッシュ・フロー |           |
| 短期借入金の減少による支出         |           |
| 長期借入金の増加による収入         |           |
| 長期借入金の返済による支出         | 0         |
| 組合員出資金の増減による収入        | 14,535    |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー      | 14,535    |
| IV. 現金及び現金同等物の増加額     | 73,968    |
| V. 現金及び現金同等物の期首残高     | 68,682    |
| VI. 現金及び現金同等物の期末残高    | 142,651   |

(注) 現金及び現金同等物の範囲

単位：(千) 円

| 項 目              | 期 首    | 期 末     |
|------------------|--------|---------|
| 現金及び預金           | 68,682 | 142,651 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 |        |         |
| 現金及び現金同等物        | 68,682 | 142,651 |

7 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

(1) 主要な資産の内容

① 現金預金の明細

単位：(千) 円

| 科 目     | 内 訳  | 期 首<br>残 高 | 期 末<br>残 高 | 当 期<br>増減額 |
|---------|------|------------|------------|------------|
| 現 金 預 金 | 現 金  | 9,453      | 9,594      | 141        |
|         | 当座預金 | 14,448     | 16,360     | 1,912      |
|         | 普通預金 | 44,782     | 116,697    | 71,915     |
|         | 定期預金 | 0          | 0          | 0          |
|         | 小 計  | 68,683     | 142,652    | 73,969     |
| 長 期 預 金 | 該当なし |            |            |            |
|         | 小 計  | 0          | 0          | 0          |
| 合 計     |      | 68,683     | 142,652    | 73,969     |

② 供給未収金の明細

イ. 内訳

単位：(千) 円

| 相 手 先      | 金 額     |
|------------|---------|
| 九州大学（公費）   | 112,589 |
| 組合員売掛（未入金） | 3,951   |
| クレジット等未収金  | 10,199  |
| その他        |         |
| 合 計        | 126,739 |

ロ. 回収状況

単位：(千) 円

| 期 首<br>残 高 | 当 期<br>発生高 | 当 期<br>回収高 | 期 末<br>残 高 | 回 収 率 |
|------------|------------|------------|------------|-------|
| 132,517    | 1,664,010  | 1,669,788  | 126,739    | 92.9% |

③ 有価証券の明細

単位：(千) 円

| 科 目          | 内 訳 | 期 首<br>残 高 | 期 末<br>残 高 | 当 期<br>増減額 | 備 考  |
|--------------|-----|------------|------------|------------|------|
| 有価証券         |     |            |            |            | 該当なし |
|              | 小 計 |            |            |            |      |
| 長期保有<br>有価証券 |     |            |            |            | 該当なし |
|              | 小 計 |            |            |            |      |
| 長期差入<br>有価証券 |     |            |            |            | 該当なし |
| 合 計          |     |            |            |            |      |

④ 商品および貯蔵品の明細

単位：(千) 円

| 科 目 | 内 訳          | 金 額     |
|-----|--------------|---------|
| 商 品 | 一般商品（物品）     | 104,652 |
|     | 書籍           | 114,539 |
|     | 食材           | 5,853   |
|     | その他          | 3,950   |
|     | セブンイレブン店     | 2,872   |
|     | 合 計          | 231,866 |
| 貯蔵品 | 包材、ICカードリーダー | 2,283   |
|     | その他          | 231     |
| 合 計 |              | 2,514   |

⑤ 貸付金の明細

単位：(千) 円

| 科 目   | 内 訳  | 期 首<br>残 高 | 期 末<br>残 高 | 当 期<br>増減額 |
|-------|------|------------|------------|------------|
| 短期貸付金 | 該当なし | 0          | 0          | 0          |
|       | 小計   | 0          | 0          | 0          |
| 長期貸付金 | 該当なし | 0          | 0          | 0          |
|       | 小計   | 0          | 0          | 0          |

## ⑥ 立替金の明細 単位：(千) 円

| 内 訳              | 金額    |
|------------------|-------|
| セブンイレブン店         | 1,011 |
| C L K (室内清掃他) 立替 | 232   |
| 立替社会保険等          | 0     |
| その他              | 440   |
| 合 計              | 1,683 |

## ⑦ 未収金の明細 単位：(千) 円

| 内 訳             | 金額     |
|-----------------|--------|
| 理農購買商品代         | 6,336  |
| 九州大学委託業務収入      | 1,469  |
| 不動産手数料          | 0      |
| 未収還付法人税等        | 10     |
| トレイ広告等          | 369    |
| セブンイレブン2月利益     | 2,492  |
| 大学生協事業連合 (手数料等) | 1,718  |
| VISA            | 3,273  |
| その他             | 2,732  |
| 合 計             | 18,399 |

## ⑧ その他の流動資産の明細 単位：(千) 円

| 科 目  | 期 首<br>残 高 | 期 末<br>残 高 | 当 期<br>増減額 |
|------|------------|------------|------------|
| 前渡金  | 0          | 13,570     | 13,570     |
| 立替金  | 1,988      | 1,683      | △ 305      |
| 前払費用 | 4,054      | 5,892      | 1,838      |
| 未収金  | 15,283     | 18,399     | 3,116      |
| 仮払金  | 0          | 0          | 0          |

## ⑨ その他の出資金の明細 単位：(千) 円

| 出 資 先 | 期 首<br>残 高 | 期 末<br>残 高 | 当 期<br>増減額 |
|-------|------------|------------|------------|
| 該当なし  |            |            | 0          |

## ⑩ 長期前払費用の明細 単位：(千) 円

| 内 訳              | 期 首<br>残 高 | 期 末<br>残 高 | 当 期<br>増減額 |
|------------------|------------|------------|------------|
| 業務車両リサイクル料       | 54         | 62         | 8          |
| 大学への寄付等の建物       | 91,003     | 91,003     | 0          |
| 新店舗複数年度使用        | 15,993     | 13,533     | △ 2,460    |
| 箱崎倉庫解体等費用 (長期収益) | 0          | 0          | 0          |
| 消費税前払            | 0          | 0          | 0          |
| 合計               | 107,050    | 104,598    | △ 2,452    |

## ⑪ 差し入れ保証金

| 内 訳                      | 金額     |
|--------------------------|--------|
| 法務局 (宅建業)                | 15,000 |
| 法務局 (旅行業)                | 3,000  |
| 全国大学生生活協同組合連合会 (航空端末保証金) | 2,000  |
| 合計                       | 20,000 |

## ⑫ その他の固定資産の明細 単位：(千) 円

| 科 目       | 期 首<br>残 高 | 期 末<br>残 高 | 当 期<br>増減額 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 電信電話施設利用権 | 2,128      | 2,128      | 0          |
| 長期未収金     | 0          | 0          | 0          |
| 長期前払費用    | 107,050    | 104,598    | △ 2,452    |
| 長期貸付金     | 0          | 0          | 0          |

## ⑬ 繰延資産の明細 単位：(千) 円

| 科 目  | 期 首<br>残 高 | 期 末<br>残 高 | 当 期<br>増減額 |
|------|------------|------------|------------|
| 該当なし |            |            | 0          |

## (2) 主要な負債の内容

### ① 支払手形の明細

イ. 相手先別内訳 単位：(千) 円

| 相手先  | 金額 |
|------|----|
| 該当なし |    |
| 合 計  |    |

ロ. 期日別内訳 単位：(千) 円

| 期 日 別 内 訳 | 金 額 |
|-----------|-----|
| 該当なし      |     |
| 合 計       |     |

### ② 買掛金の明細 単位：(千) 円

| 相手先          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 大学生協事業連合     | 129,235 |
| 福岡市交通事業振興会   | 9,548   |
| ユーシーシーフーズ    | 4,313   |
| (株)山口油屋福太郎   | 4,112   |
| 肉の吉永         | 3,491   |
| (株)福岡フードサプライ | 2,720   |
| その他          | 83,003  |
| 合 計          | 236,422 |

### ③ 未払金の明細 単位：(千) 円

| 相手先               | 金 額    |
|-------------------|--------|
| 大学生協事業連合          | 89     |
| I C 利用料分 (三菱他)    | 6,219  |
| 定時職員給与 (2月分3月支給)  | 24,020 |
| 水光費 (九州大学2月代金)    | 2,211  |
| 新契約自販機 (大学への未払い分) | 3,061  |
| 正規職員残業代 (2月分3月支払) | 1,194  |
| 社会保険料 (2月分3月支払)   | 4,201  |
| バイト代              | 1,661  |
| その他 (役員退職金含む)     | 10,402 |
| 合 計               | 53,058 |

### ④ 未払金法人税等の明細 単位：(千) 円

| 相手先 | 金 額   |
|-----|-------|
| 法人税 | 0     |
| 住民税 | 1,193 |
| 事業税 | 0     |
| 合 計 | 1,193 |

### ⑤ 未払費用の明細 単位：(千) 円

| 相手先  | 金 額 |
|------|-----|
| 該当なし |     |
| 合 計  | 0   |

## ⑥ 前受金の明細 単位：（千）円

| 相 手 先       | 金 額     |
|-------------|---------|
| ミールプリペイド前受金 | 260,658 |
| プリペイド       | 45,056  |
| サービス予約金     | 18,375  |
| その他         | △ 1,817 |
| 合 計         | 322,272 |

## ⑦ 預り金の明細 単位：（千）円

| 相 手 先         | 金 額    |
|---------------|--------|
| 協奏館（コインランドリー） | 4,008  |
| 車両入構預り        | 3,619  |
| 卒入記念菓子        | 400    |
| 不動産預り         | 7,756  |
| セブンイレブン入構料    | 198    |
| 広告業務預り（九大）    | 2,180  |
| 社会保険・所得税・住民税預 | 729    |
| 学生総合共済預り      | 1,805  |
| 学研災預り         | 1,889  |
| 唐津自動車学校       | 1,720  |
| 入学・卒業アルバム     | 7,557  |
| その他           | 2,888  |
| 合 計           | 34,749 |

## ⑧ 預り保証金の明細 単位：（千）円

| 相 手 先 | 金 額 |
|-------|-----|
| 該当なし  |     |
| 合 計   | 0   |

## ⑨ 長期未払金の明細 単位：（千）円

| 相 手 先 | 金 額 |
|-------|-----|
| 該当なし  |     |
| 合 計   | 0   |

## (3) 比較貸借対照表および比較損益計算書

## ① 比較貸借対照表

2025年2月28日 現在

| 資 産 の 部    |             |             | 負 債 の 部     |               |               |
|------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|
| 科 目        | 2023年度      | 2024年度      | 科 目         | 2023年度        | 2024年度        |
|            | 千円          | 千円          |             | 千円            | 千円            |
| 【流動資産】     | 【 484,275 】 | 【 541,915 】 | 【流動負債】      | 【 702,321 】   | 【 674,557 】   |
| 現金及び預金     | 68,683      | 142,652     | 支払手形        | 0             | 0             |
| 金銭信託       | 0           | 0           | 買掛金         | 269,931       | 236,422       |
| 受取手形       | 0           | 0           | 短期借入金       | 0             | 0             |
| 供給未収金      | 132,517     | 126,739     | 1年以内長期借入金   | 0             | 0             |
| 商品及び原材料    | 260,991     | 231,866     | 短期リース債務     | 0             | 0             |
| 貯蔵品        | 2,260       | 2,514       | 未払金         | 52,431        | 53,058        |
| 前渡金        | 0           | 13,570      | 未払法人税等      | 1,193         | 1,193         |
| 立替金        | 1,988       | 1,683       | 未払消費税等      | 11,000        | 19,247        |
| 前払費用       | 4,054       | 5,892       | 未払費用        | 0             | 0             |
| 短期貸付金      | 0           | 0           | 前受金         | 327,753       | 322,272       |
| 未収金        | 15,283      | 18,399      | 預り金         | 31,752        | 34,749        |
| 仮払金        | 0           | 0           | 賞与引当金       | 8,261         | 7,617         |
| 貸倒引当金      | △ 1,500     | △ 1,400     | 【固定負債】      | 【 171,917 】   | 【 157,744 】   |
| 【固定資産】     | 【 409,168 】 | 【 356,226 】 | 長期借入金       | 130,000       | 130,000 ※     |
| (有形固定資産)   | ( 199,405 ) | ( 150,318 ) | 退職給付引当金     | 38,557        | 27,744        |
| 建物及び附属設備   | 126,454     | 126,704     | 役員退職給与引当金   | 0             | 0             |
| 建物及設備償却累計額 | △ 59,906    | △ 64,680    | 預り保証金       | 3,360         | 0             |
| 構築物        | 500         | 500         | 長期未払金       | 0             | 0             |
| 構築物償却累計額   | △ 295       | △ 312       |             |               |               |
| 機器装置       | 0           | 0           | 負債の部合計      | 874,238       | 832,301       |
| 機械装置償却累計額  | 0           | 0           | 純資産の部       |               |               |
| 車輛運搬具      | 3,428       | 4,008       | 【組合員資本】     | 【 19,206 】    | 【 65,840 】    |
| 車輛運搬具償却累計額 | △ 3,147     | △ 3,498     | 出資金         | 526,041       | 533,406       |
| 器具備品       | 343,521     | 345,354     | 【剰余金】       | 【 △ 506,835 】 | 【 △ 467,566 】 |
| 器具備品償却累計額  | △ 260,150   | △ 272,758   | 法定準備金       | 0             | 0             |
| リース資産(有形)  |             | 0           | 任意積立金       | 0             | 0             |
| リース資産償却累計額 |             |             | 当期末処分剰余金    | △ 506,835     | △ 467,566     |
| 土地         | 49,000      | 15,000      | (うち当期剰余金)   | △ 115,518     | 39,269        |
| 建設仮勘定      | 0           | 0           |             |               |               |
| (無形固定資産)   | ( 12,292 )  | ( 10,890 )  | 純資産の部合計     | 19,205        | 65,840        |
| ソフトウェア     | 10,163      | 8,761       | 負債及び純資産の部合計 | 893,443       | 898,141       |
| リース資産(無形)  | 0           | 0           |             |               |               |
| 電話加入権      | 2,128       | 2,128       |             |               |               |
| その他無形行程資産  | 0           | 0           |             |               |               |
| (その他固定資産)  | ( 197,471 ) | ( 195,019 ) |             |               |               |
| 関係団体出資金    | 70,421      | 70,421      |             |               |               |
| 長期貸付金      | 0           | 0           |             |               |               |
| 長期前払費用     | 107,050     | 104,598     |             |               |               |
| 差入保証金      | 20,000      | 20,000      |             |               |               |
| その他固定資産    | 0           | 0           |             |               |               |
| 資産の部合計     | 893,443     | 898,141     |             |               |               |

※ 長期借入金のうち1億3千万は、日本政策金融公庫からの資本性劣後ローンで資本に組み入れます。資本は約1億9,600万円となります。

② 比較損益計算書

(単位:千円)

| 勘定科目      | 2023年度実績  | 2024年度予算  | 2024年度実績  | 対前年<br>増減額 | 対予算<br>差異額 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 供給高       | 2,663,720 | 2,642,495 | 2,621,650 | ▲ 42,070   | ▲ 20,845   |
| 供給値引      | 28,209    | 43,140    | 26,791    | ▲ 1,418    | ▲ 16,349   |
| 純供給高      | 2,635,511 | 2,599,355 | 2,594,858 | ▲ 40,652   | ▲ 4,497    |
| 供給原価      | 2,072,480 | 1,984,295 | 2,012,328 | ▲ 60,152   | 28,033     |
| 供給総剰余金    | 563,031   | 615,060   | 582,530   | 19,500     | ▲ 32,530   |
| 共済受託手数料収入 | 19,157    | 19,450    | 18,536    | ▲ 621      | ▲ 914      |
| その他手数料収入  | 104,531   | 103,315   | 48,420    | ▲ 56,112   | ▲ 54,895   |
| その他事業収入計  | 123,688   | 122,765   | 66,955    | ▲ 56,733   | ▲ 55,810   |
| 事業総剰余     | 686,719   | 737,825   | 649,486   | ▲ 37,233   | ▲ 88,339   |
| 役員報酬      | 14,036    | 25,400    | 16,297    | 2,261      | ▲ 9,103    |
| 職員給与      | 134,405   | 132,118   | 124,226   | ▲ 10,179   | ▲ 7,892    |
| 定時職員給与    | 349,767   | 353,889   | 344,439   | ▲ 5,328    | ▲ 9,450    |
| 退職給付費用    | 6,680     | 6,900     | 7,342     | 662        | 442        |
| 法定福利費     | 44,262    | 44,172    | 51,595    | 7,333      | 7,423      |
| 厚生費       | 7,922     | 8,340     | 6,120     | ▲ 1,802    | ▲ 2,220    |
| 役員退職引当金繰入 | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |
| 人件費合計     | 557,072   | 570,819   | 550,018   | ▲ 7,054    | ▲ 20,801   |
| 教育文化費     | 1,387     | 1,231     | 1,197     | ▲ 189      | ▲ 34       |
| 広報報費      | 8,637     | 8,457     | 10,576    | 1,938      | 2,119      |
| 消耗品費      | 21,542    | 20,685    | 22,494    | 951        | 1,809      |
| 物流費       | 3,161     | 2,750     | 11,219    | 8,058      | 8,469      |
| 車輜運搬費     | 1,988     | 3,021     | 1,333     | ▲ 655      | ▲ 1,688    |
| 貸倒引当金繰入   | ▲ 200     | 0         | ▲ 100     | 100        | ▲ 100      |
| 施設維持管理費   | 8,548     | 7,238     | 9,089     | 541        | 1,851      |
| 減価償却費     | 40,522    | 31,292    | 20,557    | ▲ 19,965   | ▲ 10,735   |
| 賃借料       | 3,884     | 3,854     | 4,044     | 160        | 190        |
| 水道光熱費     | 47,623    | 49,486    | 45,057    | ▲ 2,566    | ▲ 4,429    |
| 水保料       | 628       | 628       | 733       | 105        | 105        |
| 委託料       | 35,002    | 32,210    | 38,996    | 3,995      | 6,786      |
| 研修採用費     | 583       | 519       | 1,313     | 730        | 794        |
| 調査研究費     | 145       | 140       | 398       | 253        | 258        |
| 会議費       | 105       | 105       | 100       | ▲ 5        | ▲ 5        |
| 諸会費       | 8,830     | 8,699     | 9,385     | 554        | 686        |
| 渉外費       | 0         | 0         | 2         | 2          | 2          |
| 租税公課      | 2,072     | 2,111     | 2,967     | 895        | 856        |
| 通信交通費     | 5,574     | 4,849     | 5,940     | 366        | 1,091      |
| 雑費        | 3,000     | 2,354     | 4,828     | 1,828      | 2,474      |
| 事業連合委託費   | 57,705    | 57,705    | 67,474    | 9,769      | 9,769      |
| 物件費合計     | 250,737   | 237,334   | 257,601   | 6,864      | 20,267     |
| 事業経費合計    | 807,809   | 808,153   | 807,619   | ▲ 190      | ▲ 534      |
| 事業剰余金     | ▲ 121,091 | ▲ 70,328  | ▲ 158,133 | ▲ 37,042   | ▲ 87,805   |
| 受取利息      | 178       | 0         | 179       | 1          | 179        |
| 受取配当金     | 10        | 0         | 12        | 2          | 12         |
| 雑収入       | 21,660    | 14,503    | 76,757    | 55,097     | 62,254     |
| 事業外収益     | 21,848    | 14,503    | 76,948    | 55,100     | 62,445     |
| 支払利息      | 801       | 0         | 3,238     | 2,437      | 3,238      |
| 雑損        | 1,281     | 4,720     | 2,097     | 816        | ▲ 2,623    |
| 事業外費用     | 2,082     | 4,720     | 5,335     | 3,253      | 615        |
| 経常剰余金     | ▲ 101,325 | ▲ 60,545  | ▲ 86,520  | 14,805     | ▲ 25,975   |
| 特別利益計     | 6,000     | 6,000     | 139,687   | 133,687    | 133,687    |
| 特別損失計     | 19,001    | 19,001    | 12,705    | ▲ 6,296    | ▲ 6,296    |
| 税引前当期剰余金  | ▲ 114,326 | ▲ 73,546  | 40,462    | 154,788    | 114,008    |
| 法人税等      | 1,193     | 1,193     | 1,193     | 0          | 0          |
| 過年度法人税等   | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |
| 当期剰余金     | ▲ 115,518 | ▲ 74,739  | 39,269    | 154,787    | 114,008    |
| 当期首繰越剰余金  | ▲ 391,317 | ▲ 506,835 | ▲ 506,835 | ▲ 115,518  | 0          |
| 当期末処分剰余金  | ▲ 506,835 | ▲ 581,574 | ▲ 467,566 | 39,269     | 114,008    |

## 【監査報告】



2025年4月18日  
九州大学生協同組合  
理事長 矢原 徹一 殿

### 監査報告書

監事 赤司 友徳  
監事 藤原 学  
監事 森 誠司  
監事 川崎 教史  
監事 正 航太郎



九州大学生協同組合定款35条及び監事監査規則に基づき2024年度の業務の執行並びに決算書及び諸証書類の監査を実施したので、下記のとおり報告します。

### 記

1. 監査実施日 第1回監事会 2025年 3月31日  
第2回監事会（決算監査） 2025年 4月16日  
第3回監事会（監査所見作成） 2025年 4月18日
2. 監査場所 九州大学生協同組合 伊都キャンパス  
第1回はZoomによるオンライン会議で行った。  
第2回は対面による開催（ビッグオレンジレストラン）  
第3回は書類の回覧で意見交換を行った。
3. 監査対象期間 2024年3月1日より2025年2月28日
4. 監査方法 業務の施行状況について報告を求め、決算書類（貸借対照表、損益計算書及び付属明細表）及び諸証書類の照合点検等を実施した。なお、決算書類の監査にあたっては、大企業等の公認会計士監査に準じる鬼塚公認会計士の調査方法及び結果の報告を受け、参考とした。監事会としては、指摘により改善を求める事項を確認した上で、妥当性を確認した。
5. 監査の結果
  - （1）業務の執行状況について  
当生協の理事は、法令、定款、規約並びに総代会で決定された事業計画に従い、その職務を遂行しているものと認める。
  - （2）決算書類について  
貸借対照表・損益計算書・欠損金処理（案）はいずれも適正に表示され、法令及び定款に適合しているものと認める。

## 6. 監査所見

- (1) 2024年度は、コロナ禍後の行動様式の変化が学生の日常生活にも見られ、数十年ぶりの物価上昇を踏まえると以前のような利用が回復しないことも想定した運営が求められた。生協の年間の利用人数は273万人(回)と、前年からは13万人(回)減少し、コロナ禍前の2019年度と比較すると95万人(回)減少している。総供給高は、26億2,165万円で、前年より4,207万円減少した。そのうちセブンイレブン店(2021年10月オープン)は550万円増加している。昭和バス回数券販売終了のため4,283万円減少、自動車学校や書籍の減少が大きい。食品3分類と食堂分類の供給高は伸長し、供給剰余金は増加した。損益面では、箱崎土地売却益があり税引き後の剰余金は3,927万円となった。当期の経営成績を実態に近い形で表す経常剰余金は▲8,652万円、依然として多額の赤字構造であり、今後の大幅な経営改善を求めたい。
- (2) 毎年実施している学生生活実態調査や入学時必要経費調査、一言カードや電子掲示板への声に基づき、不断に事業の見直しを行っていることに加え、JA糸島婦人部の協力による九大生応援市(旧:フードパントリー)を年2回取り組み、様々な形で学生生活を支援している。SNSを用いた情報発信に加え、利用者懇談会や先輩による座談会を始められていることは、「身近な生協づくり」や「運営参加意識の醸成」の点で評価できる。引き続き、学生生活に寄り添った生協の取り組みに期待したい。
- (3) 九州大学発の技術による全学共通ICカード(学生証・教職員証)に生協組合員情報を付与する機能は、レジ通過スピードのアップ、ポイント制度やミールプリペイドのプレミアなど、組合員の利便性や経済的な還元を実現させていた。10年以上経過し、25年に九大電子マネーは終了する計画であり、新システムへの円滑な移行とともに、さらなる組合員への新サービス提供に発展させていきたい。
- (4) 23年1月大学生協全体のシステム改修と24年10月に校費システムが円滑に更新されている。システム活用による業務効率化を図りながら、安定した経営基盤の確立のために公認会計士の所見も踏まえた日常的な内部統制や管理の徹底を望みたい。  
また、校費センターの周知と校費システムデータの活用等による校費利用の拡大策を検討いただきたい。
- (5) コロナ禍後に生じた事業環境と保有施設等のミスマッチは、営業時間の見直しや業態変更等によって解消が図られつつある。「最低賃金上昇」「社会保険対象拡大」の中、投下労働時間のコントロールにより人件費は前年より減少していることは、生協役職員の取り組みを評価したい。また、米をはじめ食材の値上がりが続いているが、学生生活支援の点から内部努力により概ね1年間食事価格を維持した点も評価したい。  
引き続き組合員や大学との協議を重ねながら現在の事業環境に適した運営を進めていただきたい。
- (6) 過去の大型投資や大学への寄付は、今後の事業の基盤づくりと評価できるが、一方で累積の欠損額は4億6,000万円を超えている。大学生協としてのサービスの継続と将来の不測の事態に備えるためにも、累積赤字の解消は急務である。まず早期の単年度黒字経営を実現していただきたい。物価高が続く経済情勢の下で学生と教職員の生活を支える大学生協の役割はますます重要となっており、組合員の要望を踏まえながら、経営改善につながる適切なサービスを提供することを期待したい。



# 第2号議案

## 2025年度事業計画及び予算決定の件

### 【1】2025年度事業計画

#### 1. 2025年の事業環境

コロナ禍を経て、変化(減少)したキャンパス滞校率が戻らないまま、「食材費値上げ」「最低賃金上昇」「水光熱費高止まり」等の経営環境の悪化が続き、加えて「令和6年産米の価格高騰」「物価高」等により、経営環境の厳しさが増すことが見込まれます。

大学生協事業はキャンパスに学生教職員が滞留し利用する事業であり、そこに重点的な投資を行ってきました。特に2015年度から2019年度は、建物の寄付を含め、大型の投資を継続し、2020年の中央図書館店、2021年のセブンイレブン店と投資が続きました。その結果、生協の利用回数は、コロナの影響を除くと、全体として増加を継続していました。2024年度の生協事業の利用人数は前年より約13万人(回)減となり、コロナ禍後、初めて利用人数が減少しました。2019年対比利用人数は▲26%減の状況です。2025年度は、物価高等が続き、様々な商品サービスの価格上昇が想定され、利用に合わせた投下労働時間を構築し、影響を最小限にしていけることが求められます。

#### 2. 2025年度の事業課題と対応方針

2024年度は土地売却益があり黒字でしたが、実質的には8,600万円を超える単年度赤字です。累積欠損金は4億5,000万円を超えていることから、早急に単年度黒字経営を実現することが大きな事業課題です。労働分配率65%を実現する計画立案を検討します。

早期広報や提案力向上による新学期事業の強化とLINE広報の通常化による広報強化により通常の利用を広げます。また、新規の組合員対象企画を検討し、生協組合員加入を進めます。

引き続き、営業時間等見直しや業務効率化によるコストコントロールに努めながら、学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め組合員の利用を広げていきます。

2025年9月にレジシステムを変更し、大学生協アプリを導入します。

#### ① 学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め、組合員の利用を広げていきます。

- 1) 総代を対象に利用者懇談会を行い、組合員の声に基づく品揃えと生協からの情報提供を強めます。
- 2) 2025年9月にレジシステムを変更し、大学生協アプリ(バーコード決済)を導入します。早期の情報提供により円滑な移行を進めます。
- 3) LINE広報の通常化やSNSやDM等を用い、学生生活を踏まえた情報提供を強め、組合員の利用を広げます。
- 4) 学生生活支援の一環として、新規の組合員対象企画を検討します。また、生協組合員加入を進めます。
- 5) 説明会の開催時期見直しや早期からのLINE広報により、先輩から後輩に学生生活の情報

を伝え、新入生対応の強化を行います。

- 6) 2025 年 1 月に食堂メニュー価格を改定しており、学生生活支援の点から、2025 年度食堂メニュー価格の改定は予定していません。ただし、米をはじめ食材の値上がりは継続しており、メニュー編成等の内部努力で対応しきれない場合には、組合員の理解を得ながら改定を検討します。

- ② 通常期と閑散期の営業計画を不断に見直し、大学と組合員の理解を得ながら、持続可能かつ適切な営業時間を模索します。また、生活支援施設の運営事業者公募への対応も持続可能性を考慮した対応を進めます。

- ③ 安定経営のため収入に対応した投下労働の指標として適切な労働分配率(人件費を事業総剰余金で除した比率)を65%とし、早期の実現を目指します。2025 年度は生協全体で69.1%を計画していますが、体制見直しや残業削減、業務効率化に取り組み、よりコストコントロールを強めます。

2023年度実績 合計81.1% 購買店62.2% 食堂73.3% セブン51.9%

2024年度予算 合計76.2% 購買店59.8% 食堂69.4% セブン51.5%

2024年度実績 合計75.7% 購買店62.9% 食堂64.7% セブン53.8%

2025年度予算 合計69.1% 購買店64.9% 食堂64.0% セブン58.4%

65%目標 合計64.8% 購買店59.5% 食堂60.0% セブン57.0%

※23実績、24実績の法定福利費は本部で計上しています。25予算は各店計上です。

2025 年度は、2024 年度に成果があった取り組みを一層強めながら、下記の2つのポイントにおいて様々な取り組みを試行します。また、労働分配率65%を実現する計画立案を検討します。

- 1) 組合員ニーズを踏まえながら、事業総剰余金の確保や増加する方法を見出します。

- 早期広報や提案力向上による新学期事業の強化
- 新たなサービスの提供
- LINE 広報の早期化と通常化
- 物価や食材費変動への適切な価格対応

- 2) 正規職員、定時職員ともに残業を減らす運営方法を見出します。

- 従来作業の効率化や見直し
- セルフレジや需要予測システム導入による業務効率化
- 利用の少ない既存サービスの見直しや廃止
- 閑散期(朝・夜・長期休暇)の営業時間や体制の見直し

- ④ 2024 年 10 月に、校費システムを新システムに移行しました。レジシステムは老朽化しつつあり、九大電子マネーの終息から、25 年 9 月に事業連合レジシステムに移行します。大学生協アプリを導入し、スマホによるバーコード決済になります。

## 【2】2025年度予算案

1. 総供給高(書籍の値引きを加えた売上、税抜)は、主に情報機器類、食堂分類、自動車学校や食品 3 分類(食品菓子・パン米飯・飲料デザート)、学内講座の利用伸長により27億3,077 万円と実質2億2,132 万円増加(セブンイレブン店を除く)する計画とします。予算上は、セブンイレブン店の供給予算は 0 円とし、セブンイレブン本部の作成する決算の剰余と営業費を事業外収入として計上する。営業費分は費用に計上する。2025 年度決算を提案する次年度の総代会議案や税務申告は供給高を加え、生協会計と合体するようにする。
2. 供給値引きは「書籍分類の割引」「クアシスのナビさん供給分」の合算。ミールプリペイドのプレミア分は供給高を減算する処理をしている。
3. 供給剰余金は、情報機器類、食堂分類、自動車学校や食品 3 分類(食品菓子・パン米飯・飲料デザート)、学内講座の利用伸長で 7,855 万円の増加を計画する。共済収入は加入者数増加を計画し前年伸長、事業収入は、不動産紹介手数料の増加を計画する。以上の3つの事業の基本収入は合計(事業総剰余高)では、8,448 万円の増加を計画します。
4. 人件費は、前年対比 1,088 万円増加で計画します。役員報酬は常勤役員 2 名の年間報酬を予算に含んでおり、上限額になります。正規職員は、定年等による人員減と残業のコントロールにより▲613 万円の減少を計画します。定時職員給与は、2024 年度に比べ、残業のコントロールと最低賃金改定の影響を考慮した時給改定を見込み、959 万円の増加を計画します。退職給付会計は、2025 年発生 of 要支給額を計上し、2020 年度取崩しに対応する積立は、特別損失で予算計上します。24 年 10 月に社会保険対象者が拡大し、法定福利費が増加します。
5. 物件費は、減価償却費が新レジシステム導入費用等により 996 万円増加、供給高と供給剰余金が増加することから事業連合委託費が 429 万円増加の計画です。ほかは、全般的に節約を進め、合計 767 万円の増加を計画します。
6. 事業剰余金は▲9,220 万円の赤字を計画する。その他の事業外収支(大学業務受託手数料やセブンイレブン店収入)を加えた経常剰余金で▲1,800 万円の赤字を計画する。特別利益は、出資金の整理益を 600 万円計上する。特別損失では、大学寄付分(亭亭舎・皎皎舎建物)等の前払い費用の償却及び退職給付会計の不足分のうち 500 万円を計上する。税引き後の最終剰余は▲3,219 万円の赤字を計画する。

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

| 【1】2025年度損益予算 |           |           |           |           |           |        | 単位：千円                                         |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|-----------------------------------------------|
|               | 勘定科目      | 2023年度実績  | 2024年度実績  | 2025年度予算  | 前年比(千円)   | 伸長率    | 備考                                            |
| 1             | 供給高       | 2,663,720 | 2,621,650 | 2,730,771 | 109,121   | 104.2% | 予算にはセブンイレブン店の売り上げ含まず                          |
| 2             | 供給値引      | 28,209    | 26,791    | 32,423    | 5,632     | 121.0% | 書籍の値引き、ナビさん利用分                                |
| 3             | 純供給高      | 2,635,511 | 2,594,859 | 2,698,348 | 103,489   | 104.0% | 値引き後の供給高                                      |
| 4             | 供給剰余金     | 563,031   | 582,530   | 661,082   | 78,552    | 113.5% | 原価を除いた利益                                      |
| 5             | 共済受託手数料収入 | 19,157    | 18,536    | 19,959    | 1,423     | 107.7% | 加入者数増加を計画                                     |
| 6             | その他手数料収入  | 104,531   | 48,419    | 52,926    | 4,507     | 109.3% | 不動産関係・手数料                                     |
| 7             | その他事業収入計  | 123,688   | 66,955    | 72,885    | 5,930     | 108.9% | 5+6                                           |
| 8             | 事業総剰余金    | 686,719   | 649,485   | 733,967   | 84,482    | 113.0% | 4+7                                           |
| 9             | 役員報酬      | 14,036    | 16,297    | 15,200    | ▲ 1,097   | 93.3%  | 上限額を予算とする。                                    |
| 10            | 職員給与      | 134,405   | 124,226   | 118,101   | ▲ 6,125   | 95.1%  | 年間人員減、残業コントロール                                |
| 11            | 定時職員給与    | 349,767   | 344,439   | 354,032   | 9,594     | 102.8% | 残業コントロール、時給改定                                 |
| 12            | 退職給付費用    | 6,680     | 7,342     | 6,900     | ▲ 442     | 94.0%  | 退職給付計画に基き計画、不足分は特別損失                          |
| 13            | 法定福利費     | 44,262    | 51,595    | 60,550    | 8,955     | 117.4% | 健康保険料・厚生年金等の事業主負担                             |
| 14            | 厚生費       | 7,922     | 6,120     | 6,117     | ▲ 3       | 100.0% | 正規職員の交通費・健康診断等                                |
| 15            | 人件費合計     | 557,072   | 550,019   | 560,900   | 10,882    | 102.0% |                                               |
| 16            | 教育文化費     | 1,387     | 1,197     | 1,084     | ▲ 113     | 90.6%  | 学生組織の組合員向け宣伝物・企画費用                            |
| 17            | 広報費       | 8,637     | 10,576    | 10,643    | 67        | 100.6% | 業務用宣伝物の費用・ポイント還元                              |
| 18            | 消耗品費      | 21,542    | 22,494    | 20,205    | ▲ 2,289   | 89.8%  | 少額の備品等                                        |
| 19            | 物流費       | 3,161     | 11,219    | 10,868    | ▲ 351     | 96.9%  | 配送費など                                         |
| 20            | 車両運搬費     | 1,988     | 1,333     | 2,022     | 689       | 151.7% | 配送費など                                         |
| 21            | 貸倒引当金繰入   | ▲ 200     | ▲ 100     | 0         | 100       | 0.0%   | 洗い替え                                          |
| 22            | 施設維持管理費   | 8,548     | 9,089     | 6,477     | ▲ 2,612   | 71.3%  | 食堂厨房機器の修理など                                   |
| 23            | 減価償却費     | 40,522    | 20,557    | 30,513    | 9,956     | 148.4% | 投資のうち、固定資産の償却                                 |
| 24            | 賃借料       | 3,884     | 4,044     | 4,603     | 559       | 113.8% | 旅行端末及び学研都市駅店、学内1店舗の賃料                         |
| 25            | 水道光熱費     | 47,623    | 45,057    | 46,043    | 986       | 102.2% | 食堂利用増加を見込み                                    |
| 26            | 保険料       | 628       | 733       | 733       | 0         | 100.0% | 在庫等の火災保険、盗難保険、自動車保険                           |
| 27            | 委託料       | 35,002    | 38,996    | 39,478    | 482       | 101.2% | 主にシステム費用                                      |
| 28            | 研修採用費     | 583       | 1,313     | 1,015     | ▲ 298     | 77.3%  | 主に定時職員の募集費用                                   |
| 29            | 調査研究費     | 145       | 398       | 338       | ▲ 60      | 84.9%  | 調査及び資格関係の取得費用                                 |
| 30            | 会議費       | 105       | 100       | 101       | 1         | 101.0% |                                               |
| 31            | 諸会費       | 8,830     | 9,385     | 9,217     | ▲ 168     | 98.2%  | 大学生協連等の会費                                     |
| 32            | 渉外費       | 0         | 0         | 2         | 2         |        |                                               |
| 33            | 租税公課      | 2,072     | 2,967     | 1,706     | ▲ 1,261   | 57.5%  | 固定資産税・固定資産償却税・印紙税                             |
| 34            | 通信交通費     | 5,574     | 5,940     | 5,435     | ▲ 505     | 91.5%  | 電話代・切手代                                       |
| 35            | 雑費        | 3,000     | 4,828     | 3,023     | ▲ 1,805   | 62.6%  | クレジット精算費用・振込手数料                               |
| 36            | 事業連合委託費   | 57,705    | 67,474    | 71,761    | 4,287     | 106.4% | 供給高や供給剰余金によって変動する                             |
| 37            | 物件費合計     | 250,737   | 257,600   | 265,267   | 7,667     | 103.0% |                                               |
| 38            | 事業経費合計    | 807,809   | 807,619   | 826,167   | 18,549    | 102.3% | 15+37                                         |
| 39            | 事業剰余金     | ▲ 121,090 | ▲ 158,133 | ▲ 92,200  | 65,933    | 58.3%  | 事業による利益(8-38)                                 |
| 40            | 事業外収益     | 21,848    | 76,948    | 75,212    | ▲ 1,736   | 97.7%  | 事業以外の収入、24年から大学業務受託手数料                        |
| 41            | 事業外費用     | 2,082     | 5,335     | 1,012     | ▲ 4,323   | 19.0%  | 事業以外の支出、大学への寄附等                               |
| 42            | 経常剰余金     | ▲ 101,325 | ▲ 86,520  | ▲ 18,000  | 68,520    | 20.8%  | 39+40-41                                      |
| 43            | 特別利益      | 6,000     | 139,687   | 6,000     | ▲ 133,687 | 4.3%   | 組合員出資金整理益                                     |
| 44            | 特別損失      | 19,001    | 12,705    | 19,001    | 6,296     | 149.6% | 大学への寄附建物償却及び退職給付会計不足分計上                       |
| 45            | 税引前当期剰余金  | ▲ 114,326 | 40,462    | ▲ 31,001  | ▲ 71,463  | -76.6% | 42+43-44                                      |
| 46            | 法人税等      | 1,193     | 1,193     | 1,193     | 0         | 100.0% |                                               |
| 47            | 当期剰余金     | ▲ 115,519 | 39,269    | ▲ 32,194  | ▲ 71,463  | -82.0% |                                               |
|               |           |           |           |           |           |        | ※役員報酬は、総額の上限の範囲内で、役員報酬規則に基づき支給します。            |
|               |           |           |           |           |           |        | ※セブンイレブン店は、売上を予算計上せず、セブンイレブン本部の作成する決算の剰余高相当に、 |
|               |           |           |           |           |           |        | 営業経費を加えたものを事業外収入として計上しています。                   |
|               |           |           |           |           |           |        | ※セブンイレブン本部の作成する決算書の営業費は、費用として計上します。           |
|               |           |           |           |           |           |        | ※2024年度の決算には、セブンイレブン店の売上1億6,829万円を供給高に加えています。 |
|               |           |           |           |           |           |        | ※2025年度供給高予算は、実質的に2億2,132万円増加する予算としています。      |

## 【2】2025年度 主な分類別の供給予算

| 商品分類      | 2023年度実績  | 2024年度実績  | 2025年度予算  | 前年差       |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 文具        | 7226万円    | 7368万円    | 7311万円    | ▲57万円     |
| 情報機器      | 6億7406万円  | 6億8265万円  | 8億0238万円  | 1億1974万円  |
| パソコンソフト   | 億8102万円   | 7921万円    | 8702万円    | 781万円     |
| 衣料・スポーツ   | 1879万円    | 1852万円    | 1851万円    | ▲1万円      |
| 家具・家電     | 689万円     | 666万円     | 830万円     | 164万円     |
| 食品・菓子     | 7458万円    | 8072万円    | 8193万円    | 122万円     |
| パン・米飯     | 1億6037万円  | 1億6458万円  | 1億6712万円  | 254万円     |
| 飲料・デザート   | 1億2585万円  | 1億2214万円  | 1億2683万円  | 468万円     |
| 官製品       | 1226万円    | 1380万円    | 1354万円    | ▲26万円     |
| 物販その他     | 8642万円    | 4359万円    | 4226万円    | ▲133万円    |
| その他購買諸品   | 2801万円    | 2619万円    | 3805万円    | 1187万円    |
| 購買部門      | 13億4050万円 | 13億1174万円 | 14億5906万円 | 1億4731万円  |
| 自動車学校     | 1億3754万円  | 1億0552万円  | 1億4594万円  | 4042万円    |
| 海外旅行      | 2785万円    | 3166万円    | 2861万円    | ▲305万円    |
| 国内旅行      | 5399万円    | 5999万円    | 6082万円    | 83万円      |
| その他旅行サービス | 3665万円    | 3315万円    | 3814万円    | 499万円     |
| サービス部門    | 2億5603万円  | 2億3032万円  | 2億7351万円  | 4319万円    |
| 書籍        | 2億7481万円  | 2億5593万円  | 2億5541万円  | ▲51万円     |
| スタディガイド   | 1207万円    | 2116万円    | 1287万円    | ▲829万円    |
| 学内講座      | 3974万円    | 4143万円    | 4732万円    | 589万円     |
| その他       | 1377万円    | 1350万円    | 1934万円    | 584万円     |
| 書籍部門      | 3億4040万円  | 3億3202万円  | 3億3495万円  | 294万円     |
| 食堂部門      | 5億6439万円  | 5億7938万円  | 6億4923万円  | 6986万円    |
| セブンイレブン店  | 1億6279万円  | 1億6829万円  | 0万円       | ▲1億6829万円 |
| 全体合計      | 26億6372万円 | 26億6372万円 | 27億1675万円 | 5303万円    |



# 第 3 号議案 総代選挙規約改定の件

## 1. 提案の内容

総代選挙規約第 3 条の選挙管理委員会の定数を、3 人以上 6 名以内に改定します。

| (改定後)総代選挙規約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | (改定前)総代選挙規約                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(総代選挙管理委員会)</p> <p>第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て総代選挙管理委員を任命する。</p> <p>2 総代選挙管理委員は、組合員の中から3人以上<br/><u>6人以内</u>をもって構成する。</p> <p>附則 1 この規約は、平成 2 0 年 6 月 1 日の日から実施する。</p> <p>2 この規約の発効した平成 2 0 年 6 月 1 日に昭和 3 5 年 1 2 月 1 日より施行し、昭和 4 7 年 5 月 2 7 日改正した九州大学生生活協同組合総代選挙規定を廃止する。</p> <p><u>2 0 0 8 年 6 月 制定</u><br/><u>2 0 2 5 年 5 月 一部改定</u></p> | <p>(総代選挙管理委員会)</p> <p>第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て総代選挙管理委員を任命する。</p> <p>2 総代選挙管理委員は、組合員の中から3人以上<br/>5人以内をもって構成する。</p> <p>附則 1 この規約は、平成 2 0 年 6 月 1 日の日から実施する。</p> <p>2 この規約の発効した平成 2 0 年 6 月 1 日に昭和 3 5 年 1 2 月 1 日より施行し、昭和 4 7 年 5 月 2 7 日改正した九州大学生生活協同組合総代選挙規定を廃止する。</p> |

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。



# 第4号議案 役員選挙規約改定の件

## 1. 提案の内容

役員選挙規約第6条の選挙管理委員会の定数を、3人以上6名以内に改定します。

| (改定後)役員選挙規約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (改定前)役員選挙規約                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(役員選挙管理委員の定数)</p> <p>第6条 役員選挙管理委員の定数は3人以上<u>6人</u><br/><u>以内</u></p> <p>とし、理事会で定める。</p> <p>附則1 この規約は、平成20年6月1日の日<br/>から<br/>実施する。</p> <p>2 この規約の発効した平成20年6月<br/>1日に昭和35年12月1日より施行<br/>し、昭和50年5月24日改正した九<br/>州大学生生活協同組合役員選挙規則を廃<br/>止する。</p> <p>3 この規約は、改正し令和3年5月29<br/>日から実施する。</p> <p><u>2008年6月制定</u><br/><u>2021年5月一部改定</u><br/><u>2025年5月一部改定</u></p> | <p>(役員選挙管理委員の定数)</p> <p>第6条 役員選挙管理委員の定数は3人以上5人<br/>以内</p> <p>とし、理事会で定める。</p> <p>附則1 この規約は、平成20年6月1日の日<br/>から<br/>実施する。</p> <p>2 この規約の発効した平成20年6月<br/>1日に昭和35年12月1日より施行<br/>し、昭和50年5月24日改正した九<br/>州大学生生活協同組合役員選挙規則を廃<br/>止する。</p> <p>3 この規約は、改正し令和3年5月29<br/>日から実施する。</p> |

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。



## 第 5 号議案 役員選挙の件

|    |    |                    |
|----|----|--------------------|
| 定数 | 理事 | 23名(定款は21名以上25名以内) |
|    | 監事 | 5名(定款は3名以上5名以内)    |

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。



# 第 6 号議案 役員報酬決定の件

## 1. 提案の内容

役員の年間報酬について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬規則及び役員退職金規則にもとづいて支給すること、及び、各役員の報酬額・支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に委ねることを提案します。

### (1) 理事(23 名)の報酬 総額 1,478 万円

このなかには常勤役員である専務理事・常務理事の計 2 名の年間報酬を含んでいます。

### (2) 監事(5 名)の報酬 総額 42 万円

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。



## 2024 年度 九大生協そしき部 活動報告

文責：九大生協そしき部 2024 年度部長  
工学部量子物理工学科 2 年 宮原千柊

### 1. そしき部とは

そしき部は、九州大学生協同組合所属の学生団体で、正式名称は「九大生協そしき部」といいます。九大生協の組合員がより良い生活を送れるように学生目線から日々様々な活動を行っております。

### 2. 2024 年度活動方針

- そしき部の規模を拡大し、従来の企画の充実とともに新企画の設立、拡大に尽力する。
- 各企画・各責任者組に配慮し、作業の分担、共有を徹底する。
- 外部の団体、サークルと密接につながり、より組合員に寄り添った企画を模索する。

2024 年度は、コロナ渦以来最大規模の部員の人数となりました。そしき部の規模拡大に伴い、他大学生協のそしき部(学生委員会)との連帯活動(セミナー等)に多くの部員が参加し、その経験や知識を活動に活かしています。また、今年度は外部団体との関わりの更なる強化を掲げ、地域生協と協力した企画を新たに運営するなど、活動の幅をさらに広げることもできました。部内においても、現状に対して頻繁に議論を行い、積極的に意見交換を行ったほか、部員 1 人 1 人の意見をより反映できる体制づくりを行いました。組合員の声の収集・分析をより強化し、実際に活動に活かされることが望まれます。

### 3. 2024 年度の主な活動内容

#### 8 月 オープンキャンパス企画【対象:高校生・保護者】

今年度も大学の学務と連携して、オープンキャンパスの運営を行いました。

- ① 特設 HP を作成し情報発信を行いました。
- ② リーフレットを作成し、2 日間のオープンキャンパスで計 7000 部を配布しました。
- ③ リーフレット裏面の地図を活用したキーワードラリーを行い、景品として Q ボーのクリアファイルを配布しました。
- ④ バイト事情や九大の魅力、部員が受験生の時の勉強法などをポスターにまとめ、展示しました。
- ⑤ 大学説明会・相談会を行い、学部のオープンキャンパスでは提供できないニーズに応えることができました。
- ⑥ 参加者に受験への士気を高めてもらうため絵馬を書けるスペースを設置しました。
- ⑦ 生協食堂の誘導を行い、混雑解消に努めました。

今年度は、対象者を明確にすべく説明会を保護者と高校生に分けそれぞれのニーズにあったも

のを提供しました。その結果、昨年度の参加者 110 人から企画総勢 670 人以上と 6 倍以上に参加者を増やすことができました。多くの高校生や保護者に九州大学を P R できたと考えています。

#### **9 月 秋の共同購入 2024・健康フェスタ【対象:学部 1 年生】**

学部 1 年生が後期の基幹教育で使用する教科書・教材を購入してもらう企画です。今年度も白衣の共同購入を実施し、組合員の皆様にお得に教科書・白衣を購入いただきました。今年度も昨年度に引き続き、教科書を購入してもらう地下食堂すぐ横のテラスで健康フェスタ企画も実施しました。コロナ禍以前は九大祭の時に教室企画として出店していたものですが、より多くの組合員の方に参加してもらおうと共同購入の日に同時開催としております。「泥酔体験ゴーグル」、「肌年齢チェッカー」などに加え、今年度は新たに、日頃の栄養バランスのチェックを手軽に行える「ベジチェック」を用意し、組合員の皆様に体験していただきました。

#### **11 月 S & R・九大祭出店【対象：組合員全体】**

S & R では例年同様機器の貸し出しやプロパンの受け渡しを行いました。出店される団体の学生が手ごろな価格で利用できるよう、我々そしき部もお手伝いさせていただきました。また、そしき部では焼きおにぎりとクレープの屋台を出店し、ミール・プリペイドを利用可能とすることでそれらの周知も行いました。

#### **12 月 九大生応援市 2024【対象:組合員全体】**

JA 糸島等と協力し、地元で採れた農作物(大根、米など)やその他食料品(卵、米、うどんなど)、衣料品(マスク、生理用品など)を提供しました。例年の盛況を受け本年度も事前申し込みによる入場券を導入し、一定の効果を上げました。当日は例年通り大盛況となり、地下食堂から長蛇の列ができるほどでした。

#### **12 月 F コープ共同企画【対象:組合員全体】**

今年度から新たに始めた新規企画です。福岡県の地域生協である F コープと共同で企画し、朝食セット(パン、ジュースなど)やスープなどの配布を行いました。先に述べた九大生応援市と同時開催を行い、双方の企画の参加者人数など、よい相乗効果を生み出しました。来年度以降に繋がる、地域生協とのよりよい関係の構築に繋がったかと思います。

#### **2 月 さきどり 2025【対象:2025 年度総合型選抜入試・学校推薦型入試・国際入試合格者】**

早期合格者ならではの不安や疑問を解消するため、早期合格者の同級生や上級生を集めた交流会を行いました。オンライン・対面それぞれ 1 日ずつ開催し、多くの合格者に参加していただきました。今年是对面開催において生協食堂を実際に利用する機会も設けました。また、今年度は早期受験生・早期合格者限定のコミュニティとなるオープンチャットを作成し、交流会当日以外にも、受験生や合格者同士で交流をしたり、そしき部員の上級生による質問対応を行われたりする場となりました。より早期合格者に寄り添えた企画になったのではないかと感じております。全体を通して、高い満足度を得ることができました。

## **2月 下見企画 2025【対象:2025 年度九州大学 前期試験 受験生・保護者】**

前期試験の前日に、博多駅から伊都キャンパスまで案内を行う下見ツアーを行いました。また、伊都キャンパスでは受験会場の下見にくる受験生・保護者への道案内や質問対応を行いました。博多駅のスペースの借用から参加者を引率してもらう学生(ヘルパー)の募集まで、仕事内容は多岐にわたりました。また、この企画は参加者が前期試験を翌日に控えた高校生であるため、運営上配慮すべき点も多く失敗が許されない企画でありました。そのようなプレッシャーの中、多くの受験生を下見ツアーで伊都キャンパスへ運び、伊都キャンパスのテントでも大きなトラブルなく終えることができました。

## **3月 入学前説明会 2025【対象:2025 年度新入生】**

新入生やその保護者の不安を解消するために、大学生活や九大生協の各種サービスについての説明を行いました。説明会後は参加者が個別または集団での部員への相談会を開催しました。例年同様オンライン・対面両形式での開催を実現し、今年度は新入生の約 25%に当たる 680 家庭の方々にお申込みいただきました。コロナ禍以前に行っていたキャンパスツアーなども復活し、昨年より導入した集団での参加者への対応も改善され、参加者対象のアンケートでも大変高評価をいただきました。

## **4月 たまごからひよこへ 2025【対象:2025 年度新入生】**

2024 年度に入学する新入生を対象に、地下食堂で交流イベントを実施しました。実施にあたっては、在校生に対して班内の進行をお願いするとともに、所属する部活動・サークル等の紹介もしていただきました。今年度は入学式が 4/3 と例年より早く、4/1 に入居された方が参加しづらいのではないかと意見を受け、1 日 2 部構成という新たな試みに挑戦しました。参加者の反応は良好で、参加者数自体も昨年を大きく上回る 803 名の方にご参加いただきました。

## **4月 春の教科書グループ購入 2025【対象:2025 年度新入生】**

新入生が前期に受講する基幹教育科目のうち、必修科目となっている教科書や教材を購入していただくイベントです。上級生の総代を中心に運営の補助をお願いし、クラス内役職の決定を行うとともに、クラス写真の撮影も行いました。

## **4月 そしき部新歓交流会・講習会・「もぎぶか」【対象:2025 年度新入生】**

そしき部の新歓企画の一環で行いました。新入生と部員が交流したり、そしき部の活動の様子を伝えたり、実際に部会の雰囲気を知ってもらったりしました。新歓用に X (旧 Twitter) アカウントおよびそしき部公式 LINE アカウントの運用を行い、頻繁に情報発信を行いました。

## **5月 おいでよそうだいの森 2025【対象:2025 年度 1~3 年総代】**

総代の皆さんに組合員の代表という自覚や責任を持っていただき、総代の役割や総代会の重要性、さらには九大生協の取り組みについて知ってもらう勉強プログラムを行いました。また、学

年を超えて総代同士の繋がりを持ってもらうために、交流できるプログラムも行いました。それらを通して総代会への積極的な出席を促すとともに、その後も九大生協に深く関わってもらうための契機を提供することを目標としました。

#### **通年 新入生応援情報誌『WEDGE』【対象:2025 年度新入生】**

入学前に不安を解消してもらうこと、入学後の学生生活に期待を抱いてもらうことを目的とした新入生応援情報誌を作成し、入学準備応援パックに封入して新入生の生活に役立つ情報を発信しました。また、WEDGE 本誌に掲載できなかった内容や追加情報をまとめたサイト『webWEDGE』も作成しました。 →URL : <https://webwedgequ.studio.site/>

#### **通年 店舗活動【対象:組合員全体】**

主に皎皎舎店と連携して、年間を通じて様々な企画を行いました。ポッキーの日やクリスマスには対象商品購入者にくじ企画などを行いました。また、利用者懇談会にて総代の方々から提案があったボードゲームの貸し出しも実現しました。そして、読書推進企画においては、皎皎舎店だけでなく、中央図書館店とも共同で開催いたしました。

# 資 料 集

- 九州大学生協定款
- 総代選挙規約
- 総代会運営規則
- 役員選挙規約
- 監事監査規則
- 役員報酬規則

## 九州大学生生活協同組合定款

### 目次

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 第1章 | 総則（第1条～第5条）        |
| 第2章 | 組合員及び出資金（第6条～第17条） |
| 第3章 | 役職員（第18条～第42条）     |
| 第4章 | 総代会及び総会（第43条～第66条） |
| 第5章 | 事業の執行（第67条～第68条）   |
| 第6章 | 会計（第69条～第81条）      |
| 第7章 | 解散（第82条～第83条）      |
| 第8章 | 雑則（第84条～第86条）      |
| 附   | 則                  |

## 第1章 総 則

### （目 的）

第1条 この生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

### （名 称）

第2条 この組合は、九州大学生生活協同組合という。

### （事 業）

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- （2）組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- （3）組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- （4）組合員の生活の共済を図る事業
- （5）組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- （6）組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- （7）組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- （8）組合員のための保険業法に基づく保険代理店業
- （9）前各号の事業に附帯する事業

### （区 域）

第4条 この組合の区域は、国立大学法人九州大学の職域とする。

### （事務所の所在地）

第5条 この組合は、事務所を福岡県福岡市に置く。

## 第2章 組合員及び出資金

### （組合員の資格）

第6条 この組合の区域内に通学又は勤務する者は、この組合の組合員となることができる。

- 2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡

(3) 除名

(除 名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

(1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。

(2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。

(3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、

その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
- (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出 資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、200円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

- 2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
- 4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少させる場合について準用する。

### 第3章 役 職 員

(役 員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 21人以上、25人以内
- (2) 監事 3人以上、5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

- 2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の5分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。
- 3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1人につき1票とする。

(役員の補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員の任期)

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。

3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員の兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) この組合の理事又は使用人

(2) この組合の子会社等（子会社、子会社等及び関連法人等）の取締役又は使用人

(役員の責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項による責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の決議があった場合において、組合が、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金（当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。）を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。  
ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、こ

の限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらのものは、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の解任)

第25条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は総代会を招集しなければならない。

(役員の報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下、「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、副理事長1人、専務理事1人及び常務理事若干名を理事会において互選する。

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐して、理事長に事故があるときは、その職務を専務理事とともに代行する。

4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、副理事長とともに、その職務を代行する。

5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。

6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知（電磁的方法を含む）を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項

(2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項

(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

(4) 取引金融機関の決定

(5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議事録）

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

（定款等の備置）

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

（1）定款

（2）規約

（3）理事会の議事録

（4）総代会の議事録

（5）貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）

2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。

3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及びこの組合の使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の不正行為等の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合

(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 総代会及び総会

### (総代会の設置)

第43条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

### (総代の定数)

第44条 総代の定数は、200人以上250人以内において総代選挙規約で定める。

### (総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

### (総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

### (総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

### (総代の任期)

第48条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

### (総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

### (通常総代会の招集)

第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

### (臨時総代会の招集)

第51条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

### (総代会の招集者)

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

### (総代会の招集手続)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承

認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む）を提供しなければならない。

（総代会提出議案・書類の調査）

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

（総代会の会日の延期又は続行の決議）

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第53条の規定は適用しない。

（総代会の議決事項）

第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- （1）定款の変更
  - （2）規約の設定、変更及び廃止
  - （3）解散及び合併
  - （4）毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
  - （5）出資一口の金額の減少
  - （6）事業報告書及び決算関係書類
  - （7）連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3 総代会においては、第53条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

（総代会の成立要件）

第57条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- （1）総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。
- （2）その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。
- （3）総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。  
ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- （4）総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合。
- （5）総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(議決権及び選挙権)

第59条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第60条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 組合員の除名

(4) 事業の全部の譲渡

(5) 第23条第5項の規定による役員の責任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第66条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したと

きは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総代会運営規約)

第66条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

## 第5章 事業の執行

(事業の利用)

第67条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第68条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、学用品、日用品、食料品、衣料品、電気製品、家具、医薬品、たばこ、官製品、酒、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、食堂及び喫茶とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業、短期生命共済事業及び短期火災事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。

## 第6章 会計

(事業年度)

第69条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(財務処理)

第70条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第72条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のでん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のでん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第73条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に職域及び

地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第74条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第75条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第72条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第73条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。

3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書（利用高券・レシート等）を交付するものとする。

4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。

5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）を提出してこれを行わなければならない。

8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利用高券・レシート等）によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第76条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の

剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

- 2 出資配当は、各事業年度の終わりににおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
- 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
- 4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
- 6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- 7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第77条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第78条 この組合は、剰余金について、第74条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第79条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第80条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第81条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

## 第7章 解 散

(解 散)

第82条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続きの開始の決定
- (4) 行政庁の解散命令

- 2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員及び第6条第

1項の規定による通学する者を除く。)が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第83条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

## 第8章 雑 則

(公告の方法)

第84条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第85条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第86条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この定款は、この組合成立の日(昭和35年10月14日)から施行する。

2 この定款は、昭和47年5月27日改定し、同日より実施する。

3 この定款は、昭和60年12月14日改定し、同日より実施する。

4 この定款は、平成2年5月26日改定し、同日より実施する。

5 この定款は、平成6年8月24日改定し、同日より実施する。

6 この定款は、平成20年7月17日改定し、同日より実施する。

7 この定款は、平成21年6月24日に改定し、同日より実施する。

8 この定款は、平成23年6月20日改定し、同日より実施する。

9 この定款は、令和3年6月9日に改定し、同日より実施する。

10 この定款は、令和4年10月1日から実施する。

## 総代選挙規約

### (総則)

第1条 定款第45条規定する総代の選挙は、定款の定めのほかこの規約の定めるところによる。

### (選挙区と定数)

第2条 総代の選挙区及び各選挙区ごとの総代の定数は、定款第44条の定める範囲内において理事会で定める。

### (総代選挙管理委員会)

第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て総代選挙管理委員を任命する。

2 総代選挙管理委員は、組合員の中から3人以上5人以内をもって構成する。

3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

4 総代選挙管理委員は、総代選挙管理委員会を構成する。総代選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。

5 総代選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の議決によって決する。

6 選挙の管理運営について、この規約に定めのないことは、総代選挙管理委員会が決定する。

7 総代選挙管理委員長は選挙の結果を理事会に報告する。

### (選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、総代選挙管理委員会の定める日に組合員名簿に登録されている者とする。

但し、役員及び総代選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

### (総代の選挙及び公示)

第5条 任期満了にともなう総代選挙は総代会の会日の30日前までに公告を行ない会日の14日前までに選挙を実施する。公告にあたっては次のことを組合員に公示する。

(1) 総代の選挙区と定数

(2) 候補者の受付期間と手続き方法

(3) 選挙期日・投票場所と投票方法

### (総代候補者の受付)

第6条 総代に立候補しようとする組合員は、公示された立候補受付期間中に、組合の定めた立候補届出用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に提出しなければならない。

2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、その選挙区の組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間内に推薦を届け出ることができる。

### (候補者の公示)

第7条 総代選挙管理委員長は、選挙期日の7日前までに、候補者受付期間に届け出のあった候補者の所属と氏名を、組合員に公示しなければならない。

### (選挙運動)

第8条 選挙運動は、総代選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

### (投票の方法)

第9条 候補者が定員をこえた選挙区は、組合員一人一票とし、無記名連記制によって選挙を行なう。

### (当選者)

第10条 当選の決定は有効投票の多数の順による。但し、当選最下位者の得票数が同数の時は抽選により当選者を決定する。

2 候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。

- 3 候補者がその選挙区の定数以内であるときは、その選挙区の定数は当選した候補者の数とし、総代総数が定款に定める最低定数を満たさないときは定員割れとなった選挙区について再選挙を行なう。

(無効投票)

第11条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 定められた投票方法に違反したもの
- (3) 人名がなにびとを確認しがたいもの
- (4) 選挙される総代の氏名のほか、他事を記載したもの

(立会人)

第12条 委員会は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。

(当選の通知と公示)

第13条 選挙管理委員会は当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の所属、氏名を公示する。

(就任)

第14条 当選者は、前条による公告の翌日をもって総代に就任するものとする。ただし、前条による公告の3日後までに、当選者が書面をもって就任の辞退を総代選挙管理委員長に届け出た場合はこの限りではない。

- 2 当選者が就任を辞退した時、またはその資格を失った時は、次点のものを順に繰り上げ当選とする。
- 3 次点者の繰り上げによっても総代の定数に満たない場合は、第10条第3項を準用する。
- 4 前三項の規定は、任期途中における欠員についても適用する。

(異議申し立て)

第15条 選挙に関する異議は、当選の公示から7日以内に選挙管理委員会に対して書面をもって委員会に対しておこなう。

- 2 異議が正当であるか否かは選挙管理委員会において決する。
- 3 選挙管理委員会は第1項の異議が正当であるか否かを異議申立の日から5日以内に異議申立人に通知する。
- 4 異議が正当であり、かつ、それが個々の候補者の当選に影響するときは、選挙管理委員会は当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。
- 5 異議の理由が当該選挙区又は全選挙区の選挙に関わり、かつそれがその選挙の結果に影響するときは、選挙管理委員会は当該選挙区または全選挙区の選挙を無効とし、再選挙を公告しなければならない。

(補充)

第16条 選挙区の定数の5分の1を超えて総代が欠けた場

合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は当該選挙区について補充選挙を実施しなければならない。

- 2 補充選挙については、前各条を準用する。

(細則)

第17条 選挙実施の細則は選挙管理委員会において別に定める。

(改廃)

第18条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

附則1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

- 2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和47年5月27日改正した九州大学生生活協同組合総代選挙規定を廃止する。

## 総代会運営規約

### (総則)

第1条 この規約は、定款第66条に基づき、総代会の運営について定める。

2 法令、定款及びこの規約に特に定めがないときは、そのつど総代会で定める。

3 法令、定款及びこの規約に定めた事項のほかは議長が決する。

### (総代の資格確認)

第2条 総代会に出席する総代は、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、総代証の交付を受ける。

2 定款第61条により総代から議決権の委任を受けた代理人は、委任状を組合に提出し、かつ、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。

3 書面で議決をする総代は、書面議決を総代会の開会までに組合に提出しなければならない。

### (傍聴)

第3条 組合員は、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、傍聴者証の交付を受けて傍聴する。

### (資格審査委員会)

第4条 理事長は第2条及び第3条に関する審査を円滑に行なうため、理事若干名で構成する資格審査委員会をおくことができる。

### (開会)

第5条 総代の出席者が定款第57条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行なう。

### (議長の選出)

第6条 理事は、総代会にはかつて出席した総代の中から議長1名を選出する。

2 前項の選出に際し選挙を行なう場合は、拍手、挙手、又は投票による。

3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

### (書記)

第7条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて、書記若干名を指名する。

### (議事運営委員)

第8条 議長は、役員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行なわせることができる。

### (退場の制限その他)

第9条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。

2 出席した総代または代理人が、総代会の終了前に退席するときは、議長あるいは議事運営委員の許可を得なければならない。

3 総代会の出席者が退場によって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。

4 第2項に基づき退席する総代または代理人が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、これを有効として取り扱う。

### (発言)

第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。

2 発言者は、議長の許可を得て、所属氏名を告げてから発言する。

3 傍聴席の組合員は、議長の許可を得て発言できる。

4 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。

5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

### (質問に対する答弁)

第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合
- (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合。
- (4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) その他正当な理由がある場合

3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第12条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について動議を提出することができる。

2 動議があったときは、議長はその動議を採決するか否かを議場にはからなくてはならない。但し、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないと認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。

3 動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決し、書面による議決権の行使は認めない。

(修正動議)

第13条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、修正動議という。）を提出する場合には、総代5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

3 議長は、修正動議が提出されたときは、まず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次採択するものとする。

4 修正動議の提出者は、その議案が議題になった後でも、これを修正または撤回できる。

5 修正動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決する。

6 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

(緊急動議)

第14条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議（以下、緊急動議という。）を提出するには、総代5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。

3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

(一事不再議)

第15条 否決または撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

(特別委員会)

第16条 総代会で特に必要と認めたときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行なわせることができる。

2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。

3 委員長は、審議の経過及び結果を議長に報告する。

4 議長は、特別委員会の報告で必要により、採決・採択に付さなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(討論の終結)

第18条 議長が議案の採決・採択を行なうことを宣言した後は、議案についての発言はできない。

(採決・採択の方法)

第19条 採決・採択は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。

- 2 総代と代理人は、総代証または代理人証を明示して採決・採択に応じなければならない。
- 3 議長は、開会後に書面議決書を開封し、議案ごとにその賛否を加えて採決・採択しなければならない。
- 4 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。
- 5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第20条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(秩序の保持)

第21条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。

- 2 議長は、無断で発言したり、議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。
- 3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(規定の準用)

第22条 本規約は、総会の運営について準用する。

(改廃)

第23条 この規約の改廃は、総代会の議決を必要とする。

附則

- 1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。
- 2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和47年5月27日改正した九州大学生協同組合総代会細則を廃止する。

## 役員選挙規約

(総則)

第1条 定款第19条により、総代会において役員選挙を行なう場合は、この規約の定めるところによる。

(選挙区及び定数)

第2条 選挙区及び定員は理事会において決定する。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続き開始の決定を受け、復権していない者は役員としての被選挙権を有しない。

(役員選挙管理委員会)

第4条 選挙に関する事務は、役員選挙管理委員会を設けて行なう。

(役員選挙管理委員の選任)

第5条 役員選挙管理委員会の委員は組合員の中から理事会の指名にもとづいて理事長が任命する。

(役員選挙管理委員の定数)

第6条 役員選挙管理委員の定数は3人以上5人以内とし、理事会で定める。

(役員選挙管理委員の任期)

第7条 役員選挙管理委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 役員選挙管理委員が役員に立候補又は就任する場合は役員選挙管理委員を辞任しなければならない。

(役員選挙管理委員の構成)

第8条 役員選挙管理委員会は、役員選挙管理委員をもって構成する。

- 2 役員選挙管理委員は役員選挙管理委員長を互選する。
- 3 役員選挙管理委員会は役員選挙管理委員長が招集する。
- 4 役員選挙管理委員会は役員選挙管理委員の半数以上が出席することによって成立する。
- 5 役員選挙管理委員会の議事は、出席した役員選挙管理委員の過半数で決する。

(役員選挙管理委員会の任務)

第9条 役員選挙管理委員会は、定款に定めのあるもののほか、次の事項を行なわなければならない。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者の受付、締切及び公示
- (3) 投票及び開票の立ち会い
- (4) 当落の確認、総代会への当選人の報告及び当選者への通知
- (5) 違反行為のあった場合の当落の判定
- (6) 選挙録の作成
- (7) その他選挙に必要な事務

(選挙の公示)

第10条 選挙の公示は、定款第53条の総代会開催の公示をしようとする日の1週間前までに行ない、立候補の受付は5日間とする。(ただし、休日は日数として算定しない。)

(立候補の届出)

第11条 理事及び監事の立候補者となろうとするものは、第10条に規定する立候補受付期間内に、所定の用紙に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会まで届け出なければならない。

- 2 理事会は、理事及び監事の候補者を推薦することができる。理事会は、推薦する候補者を、第10条に規定する立候補受付期間内に、所定の用紙に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会まで届け出なければならない。
- 3 次の者は立候補することができない。
  - (1) 第3条に規定する者
  - (2) 役員選挙管理委員

(重複立候補の禁止)

第12条 一つの選挙において、同一の候補者を理事候補者及び監事候補者に重複して立候補すること、並びに異なる選挙区の候補者に重複して立候補することはできない。

(選挙運動)

第13条 選挙運動は、役員選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

- 2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第14条 総代会は登録された候補者の中から、選挙区ごとに役員を選挙する。

- 2 選挙は投票によるものとし、連記無記名制により行う。
- 3 当選は総代会出席者の過半数の信任を得た者の中から有効投票数の順により決する。ただし、得票最下位者の得票数が同数の時(当該得票数が有効投票の過半数である場合に限る。)は抽選により当選者を決定する。
- 4 出席者の過半数の信任を得た者が第2条による定数に満たない場合は、過半数の信任を得られなかった候補者につき再投票を行う。再投票の結果、なお過半数の信任を得た者が定数に満たない場合は、定款の規定の範囲内で定数を減ずる。
- 5 登録された役員候補者が、第2条による選挙区ごとの定数をこえない場合には、信任投票を行う。この場合、出席者の過半数の信任を得た者が信任された者とする。

(書面投票)

第15条 定款第62条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面を封筒に封入し、封筒に署名または記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行うことを要する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総代会の途中で退席する総代は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効)

第16条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 選挙される役員の氏名のほか、他事を記載したもの
- (3) 人名がなにびとか確認しがたいもの

(投票の区分)

第17条 理事と監事の投票は、区別して行なう。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とする。

(退任)

第19条 総代が役員に就任したときは、総代を退任するものとする。

(再選挙)

第20条 役員の定数に足る当選者、又は就任者を得ることができないときは、理事長は、速やかにその人員不足について総代会を招集し、さらに選挙を行なわなければならない。

(補充選挙)

第21条 役員の一部が欠けた場合において、補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(定めのない事項)

第22条 この規約に定めのない事項が生じたときは、役員選挙管理委員会がこれを決定する。

(改廃)

第23条 この規約の改廃は、総代会において行なう。

附則1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和50年5月24日改正した九州大学生生活協同組合役員選挙規則を廃止する。

3 この規約は、改正し令和3年5月29日から実施する。

## 監事監査規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、法令及び定款に基づく監事の職務と監査に関する基準及び監事会の運営について定める。

### (監事の基本姿勢)

第2条 監事は、法令及び定款並びに監事監査規則を遵守し、業務並びに会計に関する監査を行い、この組合の事業の発展に寄与するとともに、組合員の付託と要請に応えていかななければならない。

2 監事は、常にこの組合をめぐる状況等の把握に努めるとともに、不断に理事及び職員との意志疎通を図り、業務の実態を把握していかななければならない。

3 監事は、監査意見をまとめるにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、正当な注意を払わなければならない。

4 監事はその職務を行うにあたり、常に公平不偏の立場を保ち、かつ、その職務を通じて知り得た事項について、その秘密保持も留意しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第3条 監事の職務及び権限は次の通りとする。

- (1) 消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）第30条の3に定められた理事の職務の執行の監査及び監査報告の作成に関する事項、その他の事項
- (2) 生協法第31条の3に定められた理事が理事の損害賠償責任を免除する議案を総代会に提出するときの同意に関する事項
- (3) 生協法第31条の6に定められた役員の責任を追及する訴えにおいて、組合が理事等を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加する場合の同意に関する事項
- (4) 生協法第31条の7に定められた決算関係書類等の監査及び監査報告の作成に関する事項
- (5) 生協法第33条、第36条及び第47条の2に定める理事の職務を行う者がいないとき又は総代若しくは組合員の総代会招集請求に際し、理事が正当な理由がなく総代会の招集手続を行わないときの招集に関する事項
- (6) 定款第38条に定める事項
- (7) その他法令及び定款に定める事項

### (監事会)

第4条 監事は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行うため、監事会を設ける。但し、監事会は各監事の行使を妨げることはできない。

2 監事会は監事をもって構成し、監事の過半数（複数の監事）の出席で成立する。

3 監事会は、定期に開催する。但し、必要ある時は随時開催することができる。

4 監事会の招集は、あらかじめ選出された特定監事が行う。但し、他の監事が招集することを妨げない。

5 監事会の協議事項は、次の各号の通りとする。

- (1) 監査の方針及び実施計画
- (2) 監査の実施結果についての意見交換
- (3) 監査報告書の作成
- (4) 総（代）会に報告すべき事項
- (5) 監事の選任議案に関する事項
- (6) 監事の報酬に関する事項

- (7) 役員の責任を追及する訴えに関する事項
- (8) 理事の不正行為等に関する事項
- (9) 理事の損害賠償責任免除に関する事項
- (10) その他監査に関する重要事項

6 監事会の決議事項は、次の各号の通りとする。

- (1) 特定監事の互選
- (2) 監事による総（代）会又は理事会の招集に関する事項
- (3) 組合の代表権に関する事項
- (4) 監査についての規定の設定、改廃に関する事項
- (5) 監査費用に関する事項
- (6) その他監事とその職務を遂行する上で必要と認めた重要事項

7 監事会の決議は、監事の過半数をもって行う。但し、前項第1号ないし第3号については、監事全員の合議を経るものとする。

8 監事会は、理事又は必要に応じその他の関係者の出席を求めることができる。

9 監事会は、協議の経過の要領及びその結果を議事録に記載し、これを保管する。

10 監事会の招集に関する事務、資料の整理保管その他運営に関する事務は、この組合の職員にあたらせることができる。

(議事録)

第5条 監事会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事がこれに署名又は記名押印する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した旨の理事からの報告につき監事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (4) 監事会に出席した理事又は関係者の氏名
- (5) 監事会の議長の氏名

(重要な会議への出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べなければならない。

2 監事は、理事会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席することができる。

3 監事は、理事会議事録のほか、重要な会議の議事録及び関係資料を閲覧することができる。

(監査の手続)

第7条 監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に予告するものとする。ただし、監査の内容により、特に予告する必要を認めない場合はこの限りでない。

2 監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。

(監査報告書)

第8条 監事会は、監査に基づき、協議のうえ監査報告書を作成する。監査意見が一致しない場合は個別に監査報告を作成する。

- 2 監査報告書は、各監事が署名又は記名押印のうえ、この組合の理事長に提出するものとする。

(本規則の改廃)

第9条 本規則の改廃は、監事会が行い、総（代）会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。
- 2 令和5年5月27日に一部改正した。

# 役員報酬規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は九州大学生協同組合(以下生協という)の役員の報酬、定年、退職慰労金等に関する事項を定めたものである。

(役員の定義)

第2条 この規則で役員とは、総代会において選出された理事、監事をいう。

## 第2章 役員報酬

(役員報酬の基準)

第3条 役員報酬は、総代会で決定した役員報酬予算総額の限度内において、各役員の役職と責任に応じて定める。

2. 役員報酬は社会的水準、他大学生協、職員給与との均衡を考慮して定める。
3. 非常勤役員の報酬は別表に定める。

(役員報酬の決定)

第4条 各役員の報酬額はこの規則にもとづき、毎年、役員報酬に関する委員会(以下役員報酬委員会という)で審議の上、理事会で決定する。

2. 役員報酬委員会は、理事長が構成理事より任命する。

(役員報酬の構成)

第5条 役員の報酬は原則として役員報酬のみとする。

(支給方法)

第6条 役員報酬は年額で決定し、その12分の1の金額を毎月職員給与の支給日に支給する。

2. 支給対象期間は、毎年6月より翌年5月までの任期中の期間とする。

(通勤手当及び行動手当)

第7条 役員の通勤、行動にかかる費用については生協より支給する。

(長欠役員の報酬)

第8条 役員が病気その他の事由によって長欠した場合、役員報酬は原則としてその任期が満了するまで減額しない。但し、任期途中において退任した場合はこの限りでない。

(役員報酬の減額)

第9条 役員報酬は理事会において、業績その他の事由に応じて減額することができる。

## 第3章 役員の定年

(役員の定年)

第10条 常勤役員の定年は60才から65才とし、個別常勤役員について理事会で定める。

2. 常勤役員の任期は、定例総代会から定例総代会とする。  
但し、理事会の議決で変更することができる。

## 第4章 役員退職慰労金

(退職慰労金)

第11条 役員の退職慰労金は、常勤役員が退任する場合に、その在任期間の功労に報いるために総代会の承認を得て支給する。

(支給条件)

第12条 前条の退職慰労金は、役員に次の各号に該当する事由が発生した場合に支給する。

- (1) 任期満了により退任したとき
- (2) 任期中に辞任したとき
- (3) 任期中に志望により退任したとき
- (4) 常勤理事が非常勤理事になったとき

(決定方法)

第13条 退職慰労金の支給額は、役員報酬委員会で審議の上、理事会で決定する。

算定基準は次の通りとする。

- (1) 退任時の役員報酬の12分の1×任期×支給係数。
- (2) 「任期」は年とする。端数は月割り処理とし、1ヶ月未満は切り上げとする。
- (3) 「支給係数」は以下のとおりとする。

専務・常務・理事 0.7

(退職慰労金の減額)

第14条 生協の名誉を毀損し、あるいは生協に著しい損害を与えたため退任する役員に対する退職慰労金は、理事会の議決により減額し、または支給しないことができる。

(退職功労金)

第15条 在任中とくに功労が認められる役員、または在任中に死亡、障害を受けて退任したときは、退職慰労金の他に退職功労金または弔慰金を支給することができる。

2. 退職功労金、弔慰金の額は、退職慰労金の範囲とし、役員報酬委員会で審議の上、理事会で決定する。

## 第5章 付則

(改廃)

第16条 この規則の改廃、変更は理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(施行)

この規則は1960(昭和35)年12月1日より施行する

この規則は1972(昭和47)年6月1日より改正実施する

この規則は1983(昭和58)年12月1日より改正実施する

この規則は1991(平成3)年6月1日より改正実施する

この規則は2003年6月1日から改正実施する

この規則は2007年4月1日から改正実施する

この規則は2015年1月1日から改正実施する

<別表>

|      | 月額          |
|------|-------------|
| 理事長  | ¥30,000     |
| 常任理事 | ¥17,000     |
| 理事   | ¥7,000      |
| 監事   | ¥7,000      |
| 顧問   | 必要に応じ理事会で決定 |





